

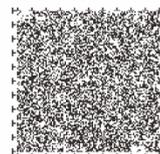
いつまでも安心して
自分らしく暮らせるまち 日野

第4期日野市高齢者福祉総合計画

令和3年度～令和5年度



令和3年3月
日野市



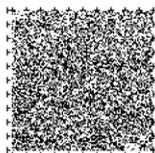
日野市高齢者憲章

(平成 29 年 1 月 1 日制定)

わたくしたち日野市民は、日野市民憲章の趣旨を大切にしまちづくりを進めて参ります。

高齢化が進む中、意欲と経験のある高齢者は、社会の大切な担い手として活躍し、支えの必要な高齢者は、周囲の人々や社会がしっかり支え、全ての高齢者がいつまでも健康で明るく幸せにいらしていただけることを願って、この高齢者憲章を定めます。

- 1 全ての市民は、長く社会につとめた先輩として、高齢者を敬愛します。
- 2 高齢者は、家庭及び地域や社会の一員として、共に支え合います。
- 3 高齢者は、家庭及び地域や社会により、健康と明るいくらしが守られます。
- 4 高齢者は、知識や能力を活かして社会で活躍し、知恵や経験を次の世代に伝えます。
- 5 高齢者には、健康維持と生きがいをつくるため、社会参加の道が開かれます。



『いつまでも安心して自分らしく暮らせるまち 日野』を目指して

この度、関係各位のご協力を得て、令和3年度から令和5年度を計画期間とする「第4期日野市高齢者福祉総合計画」を策定いたしました。

この計画は高齢者福祉施策を総合的に推進することを目的とし、「第8期介護保険事業計画」を含むものであります。

計画の策定にあたっては、少子高齢化の進展、気候変動の影響によると思われる台風等の災害リスクの増加、さらには新型コロナウイルス感染症感染拡大等の状況を踏まえつつ、これからの本市の高齢者福祉はどうあるべきか、何をしていかなければならないかという視点を取り入れております。

そこで、本市の目指す姿を「いつまでも安心して自分らしく暮らせるまち 日野」と定め、その実現のために以下の6つの目標を定めました。

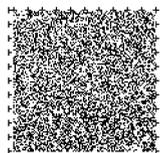
1. 複合的な課題に対応できる地域包括ケアシステムの構築
2. 介護を支える担い手の確保と介護保険事業サービスの充実
3. 医療と介護との有機的なネットワークの構築
4. 認知症や軽度認知障害（MCI）の当事者とその家族を支える仕組みの充実
5. 高齢者が尊厳を保持し、健康で自立した生活を営むための支援の充実
6. 高齢者の安心・安全の確保

本市においても、令和22年には、市民の方の3人に1人が65歳以上、5人に1人が75歳以上の方となると予測されています。そのような時代になっても、市民、専門機関、事業者等の皆さまの諸力融合により、高齢者の皆さまが「いつまでも安心して自分らしく暮らせるまち」であるように、皆さまのより一層のご理解ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、幾度にもわたりご検討をいただいた介護保険運営協議会委員の皆さま、本計画の策定のためのアンケートにご協力くださった高齢者やご家族の皆さま、並びに市内事業所の皆さま、さらにはパブリックコメントにご意見をお寄せいただいた皆さまに、心より感謝し、厚く御礼申し上げます。

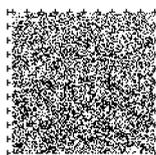
令和3年（2021年）3月

日 野 市 長 大 坪 冬 彦

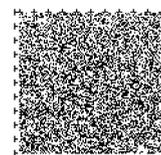


目次

第1章 計画の策定にあたって	3
1. 策定の趣旨	3
(1) 計画策定の目的.....	3
(2) 策定の背景.....	3
2. 計画の位置づけ	4
(1) 法的根拠.....	4
(2) 他計画等との関係.....	6
3. 計画の期間	7
4. 「第8期介護保険事業計画」策定にあたっての主な制度改正	8
(1) 「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」.....	8
(2) 認知症施策推進大綱（令和元年（2019年）6月）.....	9
5. SDGsについて	10
第2章 高齢者を取りまく環境	13
1. 人口・世帯等	13
(1) 人口.....	13
(2) 世帯数.....	16
2. 日野市の介護保険事業を取り巻く状況	19
(1) 日野市の介護保険給付サービスの特徴.....	19
(2) 財政状況・財政見通し.....	28
(3) 日常生活圏域について.....	29
(4) 第3期の施策の実施状況.....	31
(5) アンケート調査結果から見えるポイント.....	38
(6) 日野市の課題.....	45
第3章 計画の基本的な考え方	51
1. 日野市の目指すべき姿	51
2. 基本理念	51
(1) 高齢者の尊厳の保持と自立した生活を支援します。.....	51
(2) 総合的な地域包括ケアシステムの充実を図ります。.....	51
(3) 持続可能な支え合いの仕組みづくりを推進します。.....	52
3. 施策の柱	53
柱1 ：複合的な課題に対応できる地域包括ケアシステムの構築.....	53
柱2 ：介護を支える担い手の確保と介護保険事業サービスの充実.....	53
柱3 ：医療と介護との有機的なネットワークの構築.....	54
柱4 ：認知症や軽度認知障害（MCI）の当事者とその家族を支える仕組みの充実.....	54



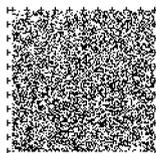
柱5	：高齢者が尊厳を保持し、健康で自立した生活を営むための支援の充実	55
柱6	：高齢者の安心・安全の確保	55
4.	高齢者施策の体系	56
第4章	高齢者施策の展開と管理目標	59
1.	個別事業の今後の方針	59
柱1	：複合的な課題に対応できる地域包括ケアシステムの構築	59
柱2	：介護を支える担い手の確保と介護保険事業サービスの充実	69
柱3	：医療と介護との有機的なネットワークの構築	79
柱4	：認知症や軽度認知障害（MC I）の当事者とその家族を支える仕組みの充実	85
柱5	：高齢者が尊厳を保持し、健康で自立した生活を営むための支援の充実	92
柱6	：高齢者の安心・安全の確保	104
第5章	介護保険に関する財政見通し	109
1.	介護保険財政の制度概要	109
(1)	財源構成	109
(2)	介護保険料算定の手順	110
(3)	制度改正等の保険料への影響	111
2.	介護保険サービスの見込み量と給付費の推計	112
(1)	被保険者数の推計	112
(2)	要介護（要支援）認定者数の推計	112
(3)	介護サービスの見込み量と給付費の推計	113
(4)	介護予防サービスの見込み量と給付費の推計	114
(5)	介護サービスと介護予防サービスの給付費の推計	114
3.	令和3年度（2021年度）～5年度（2023年度）の標準給付費見込額	115
4.	地域支援事業費の見込み	115
5.	介護保険料の算出	116
(1)	介護保険料収納必要額の算定	116
(2)	所得段階設定と推計人口	117
(3)	介護保険料基準額の算定	118
6.	保険者機能の強化について	121
第6章	計画の推進のために	125
1.	「諸力融合」を実現するため	125
(1)	市民	125
(2)	自治会	125
(3)	団体	126
(4)	サービス提供事業者等	126
(5)	市	126
2.	計画の進行管理	128



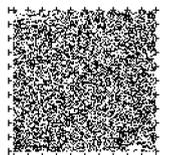
(1) 推進体制.....	128
(2) 計画の進行管理体制.....	128
(3) 情報公開.....	129
資料編.....	133
1. 日野市介護保険運営協議会.....	133
(1) 日野市介護保険運営協議会設置要綱.....	133
(2) 日野市介護保険運営協議会委員名簿.....	135
(3) 検討経過.....	136
2. 「第4期日野市高齢者福祉総合計画策定に向けた基礎調査」の概要.....	137
3. パブリックコメントの概要.....	139
4. 保険者機能の強化 令和3年度 of 取組み.....	140
5. 用語集.....	152

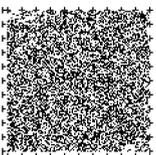
コラム紹介

1. 「スーパーバイザーによる事例検討会」 ～支援者が疲弊しないための支援～.....	52
2. 「老人クラブではこんな活動をしています」 ～老人クラブに加入しましょう～.....	53
3. 「ふれあいサロン万願荘の地域づくり」 ～自分たちのまちは自分たちの手で守る～.....	55
4. 「地域ですすめる介護予防事業」 ～いつまでも自分らしく暮らすために～.....	62
5. 「まちの在宅医療相談会」 ～最期まで自分らしく暮らし続けるために～.....	73
6. 「日野市認知症を知る月間」 ～認知症の本人や家族に優しい地域を目指して～.....	81
7. 「日野市の居住支援の取り組み」 ～住まい探しの相談は、あんしん住まいる日野～.....	90



第1章 計画の策定にあたって





第 1 章 計画の策定にあたって

1. 策定の趣旨

(1) 計画策定の目的

この計画は、日野市の高齢者福祉施策の基本的な考え方を示し、併せて施策実現のために策定するものです。

本計画の計画期間は、令和3年度（2021年度）から令和5年度（2023年度）となります。今後、さらに急速に進展する高齢化社会を踏まえ、団塊世代が後期高齢者の仲間入りをする令和7年度（2025年度）、更には、団塊ジュニア世代が高齢者となる令和22年度（2040年度）を見据えた計画推進を目的とします。

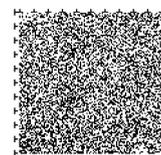
(2) 策定の背景

少子高齢化や、要介護高齢者及び高齢者のみの世帯の増加が急速に進行する中、限られた財源を生かし、高齢者が安心して生活できるまちを実現するためには、高齢者施策を計画的に推進することが不可欠です。

高齢者が安心して居住できるようにするためには、だれもが地域の中の課題等を自分たちのものにとらえ、自分たちの課題として考えることができる地域共生社会の実現が必要です。そのため、平成29年（2017年）6月には「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」が成立し、自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化等の取り組み、医療・介護の連携等、地域共生社会の実現に向けた取り組みなどが推進されることになりました。

これを踏まえ、平成30年度（2018年度）からの『第7期介護保険事業計画』では、地域包括ケアの深化のための方向性の継承および在宅医療と介護との連携等の取り組みを本格化しながら、高齢者福祉・保健施策、高齢者の住宅政策を統合的に定める『第3期日野市高齢者福祉総合計画』を策定しました。

その後、さらなる高齢化の進展に加えて、令和元年（2019年）6月には、「認知症施策推進大綱」が制定されました。令和2年（2020年）には「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が成立し、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築の支援などが位置づけられました。さらに、地震や台風災害などの従来からの災害に加えて、大規模な感染症の発生により、介護サービスの利用控えによる身体機能の低下等の問題にもあわせて対応できるよう、本計画の策定を行います。



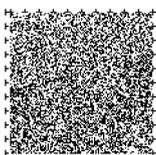
2. 計画の位置づけ

(1) 法的根拠

この計画では、個々の施策は、それぞれの法的根拠に基づき策定します。

1) 介護保険事業計画

根拠法令	介護保険法 第117条 第1項
策定事項	<p>ア 日常生活圏域における各年度の認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る必要利用定員総数その他の介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み</p> <p>イ 各年度における地域支援事業の量の見込み</p> <p>ウ 被保険者の地域における自立した日常生活の支援、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止及び介護給付等に要する費用の適正化に関し、市町村が取り組むべき施策に関する事項</p> <p>エ その他、次の項目を定めるよう努める</p> <ol style="list-style-type: none">① 介護給付等対象サービスの見込量の確保のための方策② 地域支援事業に要する費用の額及び地域支援事業の見込量の確保のための方策③ 介護給付等対象サービスの種類ごとの量、保険給付に要する費用の額、地域支援事業の量、地域支援事業に要する費用の額及び保険料の水準に関する中長期的な推計④ 指定居宅サービスの事業、指定地域密着型サービスの事業又は指定居宅介護支援の事業を行う者相互間の連携の確保に関する事業その他の介護給付等対象サービス（介護給付に係るものに限る。）の円滑な提供を図るための事業に関する事項⑤ 指定介護予防サービスの事業、指定地域密着型介護予防サービスの事業又は指定介護予防支援の事業を行う者相互間の連携の確保に関する事業その他の介護給付等対象サービス（予防給付に係るものに限る。）の円滑な提供及び地域支援事業の円滑な実施を図るための事業に関する事項⑥ 認知症である被保険者の地域における自立した日常生活の支援に関する事項、居宅要介護被保険者及び居宅要支援被保険者に係る医療その他の医療との連携に関する事項、高齢者の居住に係る施策との連携に関する事項その他の被保険者の地域における自立した日常生活の支援のため必要な事項



2) 老人福祉計画

根拠法令	老人福祉法 第20条の8 第1項
策定事項	ア 確保すべき老人福祉事業(※)の量の目標 イ 老人福祉事業の量の確保のための方策 ウ その他老人福祉事業の供給体制の確保に関し必要な事項

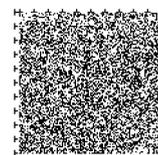
※老人福祉事業：老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業

3) 高齢者居住安定確保計画

根拠法令	高齢者の居住の安定確保に関する法律 第3条 第1項 高齢者の居住の安定の確保に関する基本的な方針
策定事項	ア 高齢者に対する賃貸住宅及び老人ホームの供給の目標 イ 高齢者に対する賃貸住宅及び老人ホームの供給の促進に関する事項 ウ 高齢者が入居する賃貸住宅の管理の適正化に関する事項 エ 高齢者に適した良好な居住環境を有する住宅の整備の促進に関する事項 オ 高齢者居宅生活支援事業の用に供する施設の整備の促進に関する事項 カ 高齢者居宅生活支援体制の確保に関する事項 キ その他高齢者の居住の安定の確保に関し必要な事項

4) その他

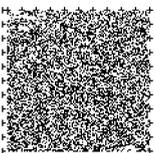
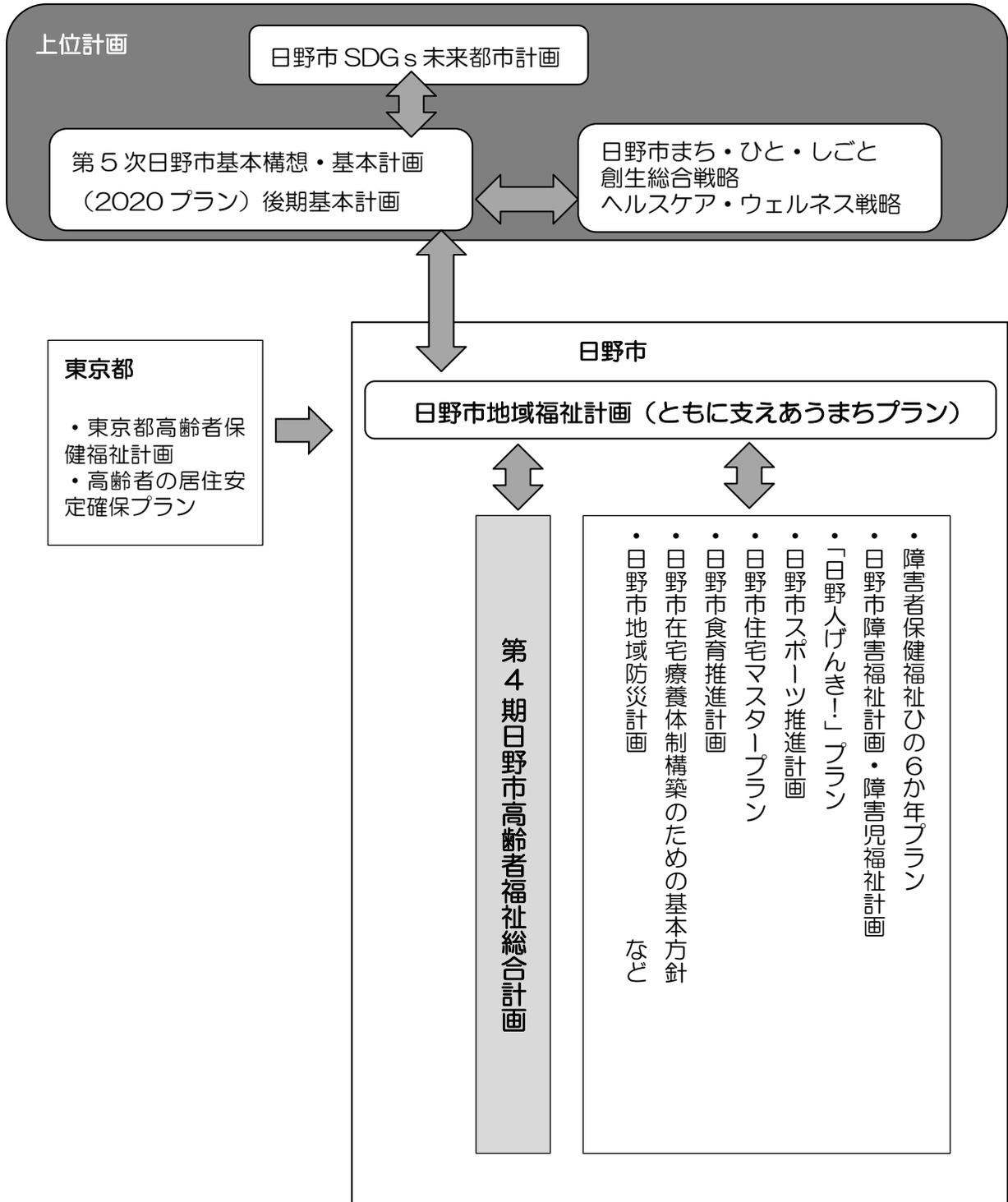
対象施策	高齢者に関わる社会参加、就労、防災、福祉のまちづくり等
------	-----------------------------



(2) 他計画等との関係

この計画は、高齢者福祉総合計画と関連する以下の各種計画において定められた市政の方向性や事業との整合を図っています。

図 1 他計画との関係



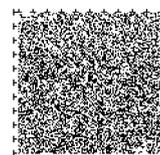
3. 計画の期間

介護保険法第 117 条第 1 項において、介護保険事業計画は 3 年を 1 期とするよう規定されていることから、本計画の計画期間は、令和 3 年度（2021 年度）から令和 5 年度（2023 年度）までの 3 か年とします。加えて、団塊世代が後期高齢者の仲間入りをする令和 7 年度（2025 年度）および団塊ジュニア世代が高齢者に達する令和 22 年度（2040 年度）を見据えた中・長期的な視野に立った計画とします。計画の最終年度の令和 5 年度（2023 年度）に見直しを行い、令和 6 年度（2024 年度）を始期とする次期計画を策定する予定です。

図 2 計画の期間



* 「日野市高齢者福祉総合計画」は、「老人福祉計画」「介護保険事業計画」「高齢者居住安定確保計画」の 3 つの計画が含まれています。

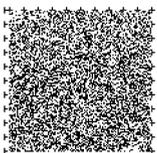


4. 「第8期介護保険事業計画」策定にあたっての主な制度改正

（1）「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」（令和2年（2020年）6月公布）

主な法改正等の内容	
改正の趣旨	地域共生社会の実現を図るため、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービス提供体制を整備する観点から、市町村の包括的な支援体制の構築の支援、地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進、医療・介護のデータ基盤の整備の推進、介護人材確保及び業務効率化の取組みの強化、社会福祉連携推進法人制度の創設等の所要の措置を講ずる。
介護保険法等の一部改正（令和3年4月施行）	<p>1. 地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築の支援【社会福祉法、介護保険法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村において、既存の相談支援等の取組みを活かしつつ、地域住民の抱える課題の解決のための包括的な支援体制の整備を行う、新たな事業及びその財政支援等の規定を創設するとともに、関係法律の規定の整備を行う。 <p>2. 地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進【介護保険法、老人福祉法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①認知症施策の地域社会における総合的な推進に向けた国及び地方公共団体の努力義務を規定する。 ②市町村の地域支援事業における関連データの活用の努力義務を規定する。 ③介護保険事業（支援）計画の作成にあたり、当該市町村の人口構造の変化の見通しの勘案、高齢者向け住まい（有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅）の設置状況の記載事項への追加、有料老人ホームの設置状況に係る都道府県・市町村間の情報連携の強化を行う。 <p>3. 医療・介護のデータ基盤の整備の推進【介護保険法、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①介護保険レセプト等情報・要介護認定情報に加え、厚生労働大臣は、高齢者の状態や提供される介護サービスの内容の情報、地域支援事業の情報の提供を求めることができることと規定する。 ②医療保険レセプト情報等のデータベース（NDB）や介護保険レセプト情報等のデータベース（介護DB）等の医療・介護情報の連結精度向上のため、社会保険診療報酬支払基金等が被保険者番号の履歴を活用し、正確な連結に必要な情報を安全性を担保しつつ提供することができることとする。 ③社会保険診療報酬支払基金の医療機関等情報化補助業務に、当分の間、医療機関等が行うオンライン資格確認の実施に必要な物品の調達・提供の業務を追加する。 <p>4. 介護人材確保及び業務効率化の取組みの強化【介護保険法、老人福祉法、社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①介護保険事業（支援）計画の記載事項として、介護人材確保及び業務効率化の取組みを追加する。 ②有料老人ホームの設置等に係る届出事項の簡素化を図るための見直しを行う。 ③介護福祉士養成施設卒業者への国家試験義務付けに係る現行5年間の経過措置を、さらに5年間延長する。

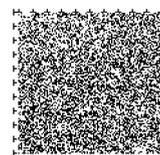
資料：地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律案の概要（厚生労働省）



(2) 認知症施策推進大綱（令和元年（2019年）6月）

考え方	<p>認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し認知症の人や家族の視点を重視しながら「共生」と「予防」を車の両輪として施策を推進</p>
主な柱	<p>①普及啓発・本人発信支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認知症に関する理解促進 ・相談先の周知 ・認知症サポーター養成の推進、子どもへの理解促進 ・認知症の人本人からの発信支援認知症の人本人がまとめた「認知症とともに生きる希望宣言」の展開 <p>②予防</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認知症予防に資する可能性のある活動の推進 ・民間の商品やサービスの評価・認証の仕組みの検討 ・予防に関するエビデンスの収集の推進 <p>③医療・ケア・介護サービス・介護者への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・早期発見・早期対応、医療体制の整備 ・医療従事者等の認知症対応力向上の促進 ・医療・介護の手法の普及・開発 ・介護サービス基盤整備・介護人材確保 ・介護従事者の認知症対応力向上の促進 ・認知症の人の介護者の負担軽減の推進 <p>④ 認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援・バリアフリーのまちづくりの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認知症予防に関するエビデンスを整理した活動の手引きの作成 ・移動手段の確保の推進 ・交通安全の確保の推進 ・住宅の確保の推進 ・地域支援体制の強化 ・地域の見守り体制の構築支援 ・見守り・探索に関する連携 ・地方自治体等の取組み支援 ・ステップアップ講座を受講した認知症サポーターが認知症の人やその家族への支援を行う仕組み（「チームオレンジ」）の構築 ・認知症に関する取組みを実施している企業等の認証制度や表彰 ・商品・サービス開発の推進 ・金融商品開発の推進 ・成年後見制度の利用促進 ・消費者被害防止施策の推進 ・虐待防止施策の推進 ・認知症に関する様々な民間保険の推進 ・違法行為を行った高齢者等への福祉的支援 ・若年性認知症支援コーディネーターの体制検討 ・若年性認知症支援コーディネーターのネットワーク構築支援 ・若年性認知症コールセンターの運営 ・就労支援事業所の実態把握 ・若年性認知症の実態把握 等 <p>⑤ 研究開発・産業促進・国際展開</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認知症発症や進行の仕組の解明、予防法、診断法、治療法、リハビリテーション、介護モデル等の研究開発など、様々な病態やステージを対象に研究開発を推進 等

資料：認知症施策推進大綱（厚生労働省）



5. SDGs について

① SDGs とは

「SDGs（エスディー・ジーズ）＝Sustainable Development Goals」とは、「誰一人残さない（leave no one behind）」持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標で、平成27年（2015年）に国連のサミットで採択されました。令和12年（2030年）を達成年度とし、17のゴールと169のターゲットから構成されています。

② SDGs 未来都市に日野市が認定

日野市は、令和元年（2019年）7月に東京都内では初の「SDGs 未来都市」に選定されました。

令和12年（2030年）にあるべき姿を「市民・企業・行政との対話を通じた生活・環境課題産業化で実現する生活価値（QOL）共創都市 日野」と定め、今後日野市の政策立案にあたり SDGs の視点を組み入れつつ、郊外都市における社会・経済・環境の統合的な変革モデルとなることを目指します。

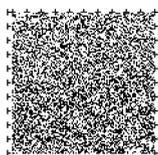
③ SDGs と本計画の関係性

本計画は、主に下記の「3すべての人に健康と福祉を」のゴールを推進しながら、「あらゆる年齢、すべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する」という目標に向けて今後事業を進めて参ります。

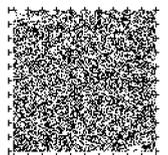


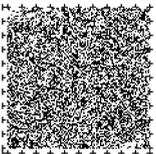
資料：国連ガイドラインより

日野市は持続可能な開発目標（SDGs）を推進しています。



第2章 高齢者を取りまく環境





第2章 高齢者を取りまく環境

1. 人口・世帯等

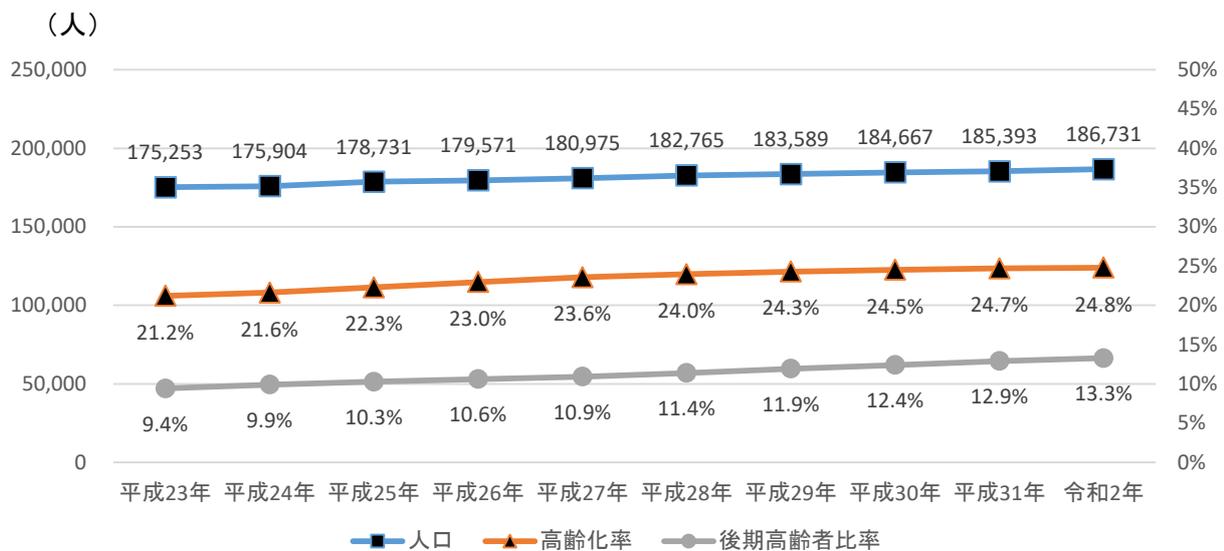
(1) 人口

① 現在の人口

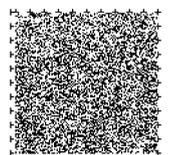
日野市の人口動態を見ると、月により変動はありますが、年単位では人口は増加傾向であり、令和2年（2020年）7月の住民基本台帳人口で187,039人となっています。

一方、人口構成を見ると、令和2年（2020年）1月では高齢化率が24.8%、75歳以上の人口比率が13.3%と、高齢化率・75歳以上の人口比率はともに上昇傾向です。

図3 人口と高齢化率の推移

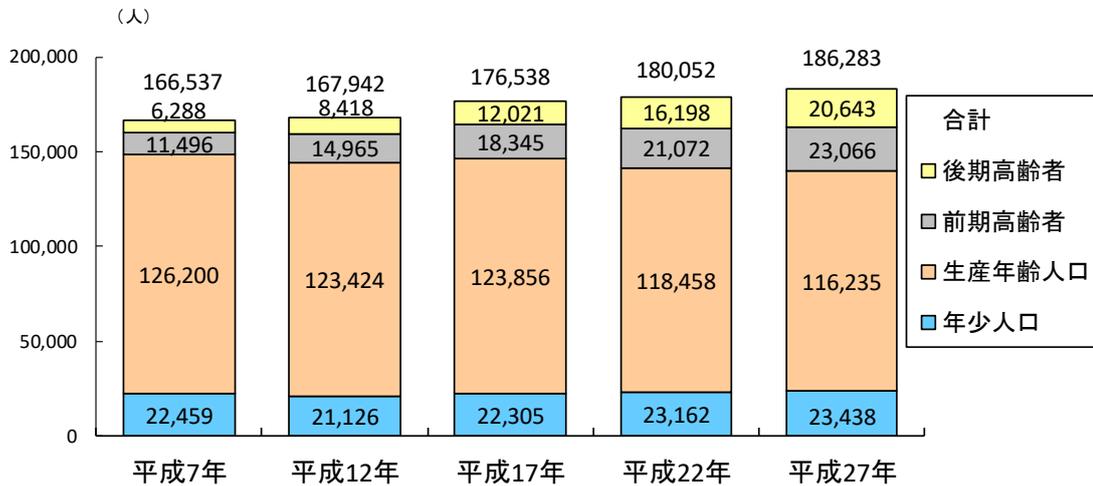


資料：住民基本台帳人口（日野市）令和2年1月



また、国勢調査の年齢区分別人口を見ると、前期高齢者、後期高齢者とも増加傾向で、最新の平成27年度（2015年度）では特に後期高齢者の増加が多くなっています。また、人口構造的には、男女とも70～74歳のいわゆる「団塊の世代」が多いのが特徴です。

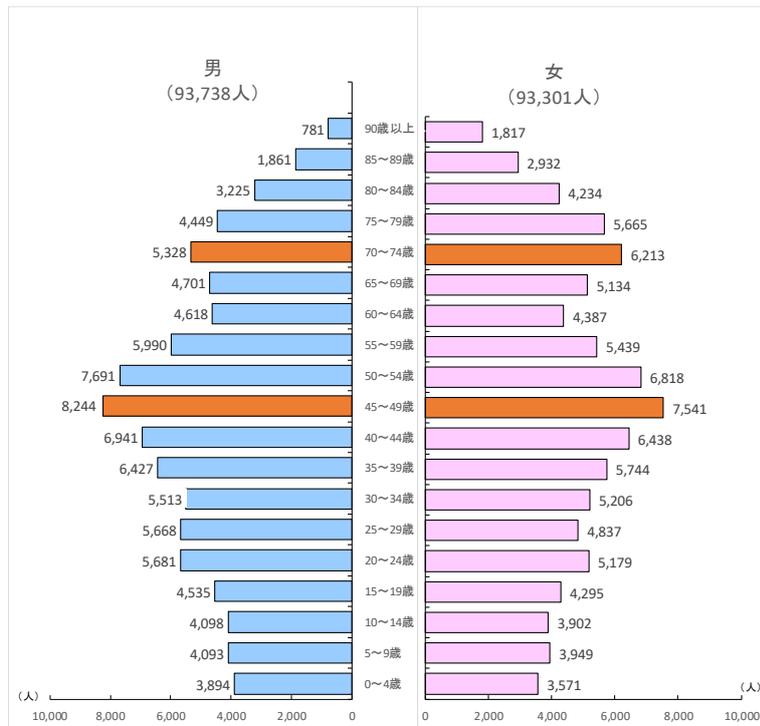
図4 年齢区分別人口推移



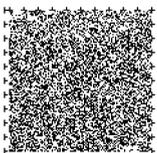
資料：総務省『国勢調査報告』

図5 人口ピラミッド（令和2年（2020年））

高齢化率:24.8%、75歳以上 13.3%



資料：住民基本台帳による東京都の世帯と人口（日野市）令和2年7月



② 将来人口

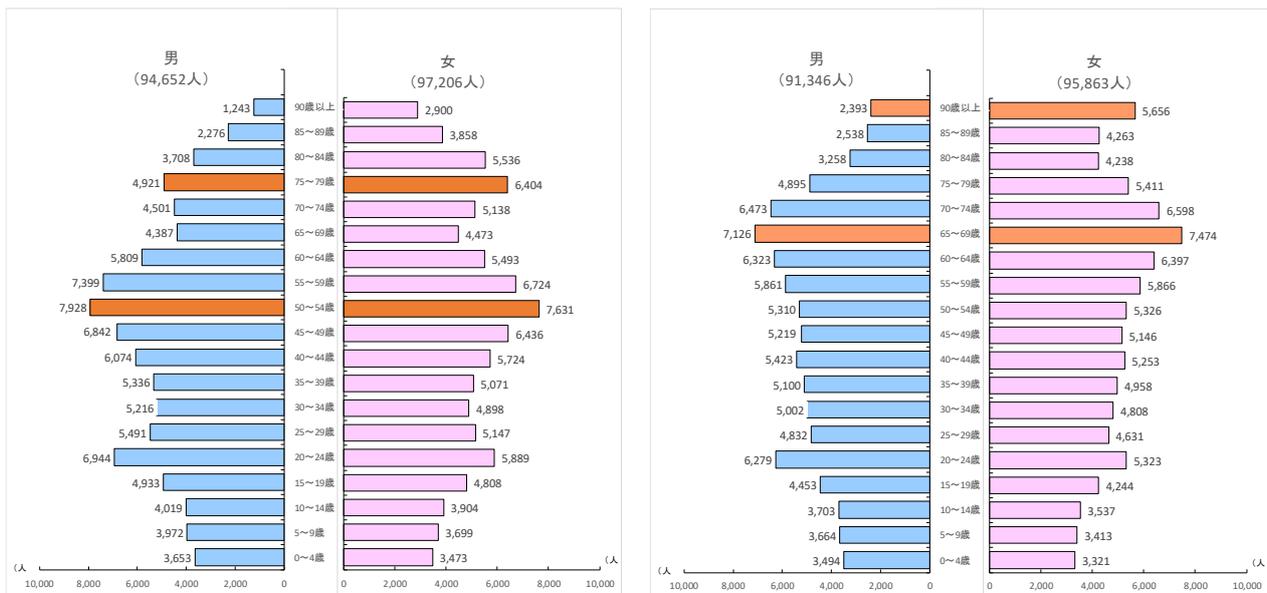
(i) 国立社会保障・人口問題研究所の推計

本項目は、国立社会保障・人口問題研究所で平成 30 年（2018 年）に実施された将来人口推計の日野市の結果になります。

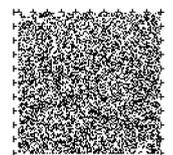
今後は高齢化率もやや上昇しますが、令和 3 年（2021 年）からの 5 年間は、新たに高齢者になる人の数より、後期高齢者に移行する人の数が多いため、後期高齢者比率の大幅な上昇が見込まれます。

具体的には、令和 7 年（2025 年）推計を見ると、団塊の世代が後期高齢者となり、高齢化率が 25.7%、75 歳以上が 16.1%となります。また、令和 22 年（2040 年）推計を見ると、団塊ジュニア世代が前期高齢者となり、高齢化率が 34.1%、75 歳以上が 19.5%となります。

図 6 人口ピラミッド（令和 7 年（2025 年）） 高年齢化率:25.7%、75 歳以上:16.1%
 図 7 人口ピラミッド（令和 22 年（2040 年）） 高年齢化率:34.1%、75 歳以上:19.5%



資料：国立社会保障・人口問題研究所 男女・年齢（5歳）階級別データ『日本の地域別将来推計人口』（平成 30 年 3 月推計）
 ※推計の出発点となる基準人口は、総務省統計局『平成 27 年国勢調査による基準人口』による平成 27（2015 年）10 月 1 日現在男女年齢各歳別人口（総人口）



(2) 世帯数

① 高齢者のいる一般世帯数

日野市において一般世帯数に占める65歳以上の親族がいる世帯の割合は、平成7年(1995年)では19.1%であるのに対して、平成27年(2015年)では33.9%となっています。

また、高齢者のいる一般世帯数に占める高齢者単身世帯の割合は、平成7年(1995年)では18.3%であるのに対して、平成27年(2015年)では30.7%と増加しています。

表 1 高齢者のいる一般世帯数

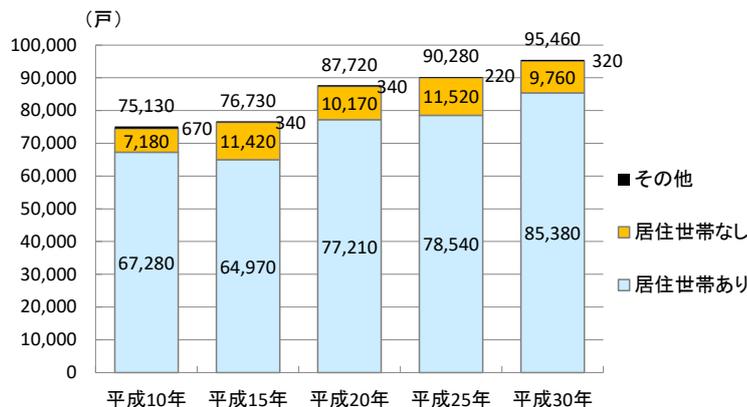
	(世帯・%)				
	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
一般世帯数	67,212	71,438	77,349	80,040	84,823
65歳以上親族のいる一般世帯数	12,845	16,257	20,498	24,850	28,762
高齢単身世帯数	2,345	3,360	4,898	6,767	8,823
高齢夫婦世帯数	3,558	5,158	6,782	8,199	9,139
その他の世帯数	6,942	7,739	8,818	9,884	10,800
一般世帯数に占める65歳以上の親族がいる世帯の割合	19.1	22.8	26.5	31.0	33.9
高齢者のいる一般世帯数に占める高齢単身世帯数の割合	18.3	20.7	23.9	27.2	30.7

資料：国勢調査

② 住宅ストックの状況と賃貸住宅の空き家の状況

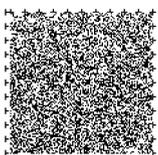
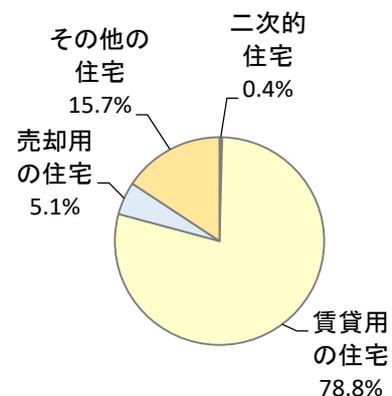
国で実施した「平成30年度住宅・土地統計調査」によれば、全住宅のうち1割以上が空き家になっています。空き家の種別では、賃貸用が全体の78.8%と多くなっています。

図 8 住宅総数と居住状況の推移



資料：総務省「住宅・土地統計調査」

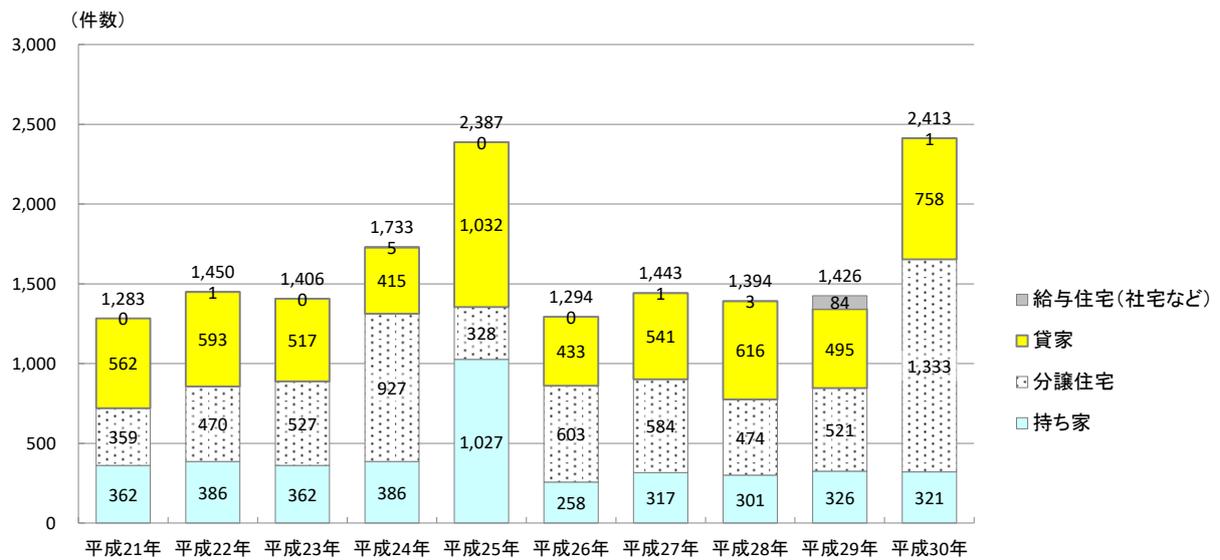
図 9 居住世帯なしの住宅の状況 (平成30年)



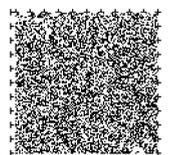
② 新規住宅着工件数の動向

住宅着工統計からみると、市内には年間約 1,200 戸から 2,500 戸の住宅が整備されています。そのうち貸家は約 400 戸から 1,000 戸と、年度により大きく異なります。

図 10 新規住宅着工件数動向



資料：国土交通省「住宅着工統計」



③ 公的賃貸住宅の立地状況

平成 27 年度（2015 年度）の都の調査では、市内には都市再生機構の賃貸住宅が 5,318 戸、都営住宅が 2,898 戸となっています。

これを、同年 10 月に実施された国勢調査における住宅総数で割り返すと、日野市では都市再生機構賃貸住宅や市営住宅を含めた公的賃貸住宅が多いのが特徴です。

表 2 公的賃貸住宅ストック数

(世帯)

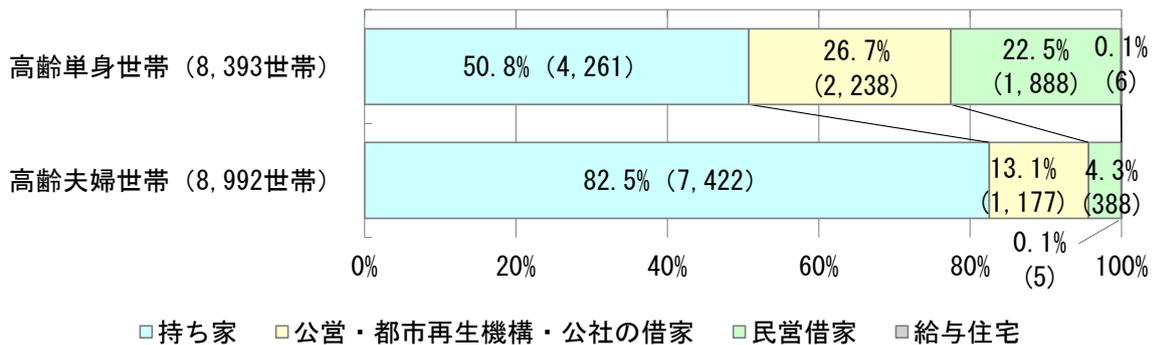
	日野市		多摩地域26市	
	世帯数	千戸当たり戸数	世帯数	千戸当たり戸数
公的賃貸住宅計	9,986	117.6	200,023	107.3
都営住宅	2,898	34.1	89,943	48.2
市町村営住宅	670	7.9	7,101	3.8
都市再生機構賃貸住宅	5,318	62.6	64,237	34.5
公社一般賃貸住宅	906	10.7	32,047	17.2
高齢者向け優良賃貸住宅	29	0.3	110	0.1
都民住宅	165	1.9	6,585	3.5
住宅総数	84,928	-	1,864,627	-

資料：東京都都市整備局総務部企画経理課「事業概要」、総戸数は「国勢調査」

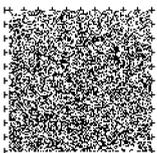
④ 高齢者の住まいの状況（国勢調査の住宅所有別比率）

高齢者単身世帯・高齢者夫婦世帯の住宅所有関係別世帯の比率をみると、高齢単身世帯では、「借家」の割合が高くなっています。

図 11 高齢者単身世帯・高齢者夫婦世帯の住宅所有関係別世帯比率



資料：平成 27 年「国勢調査」



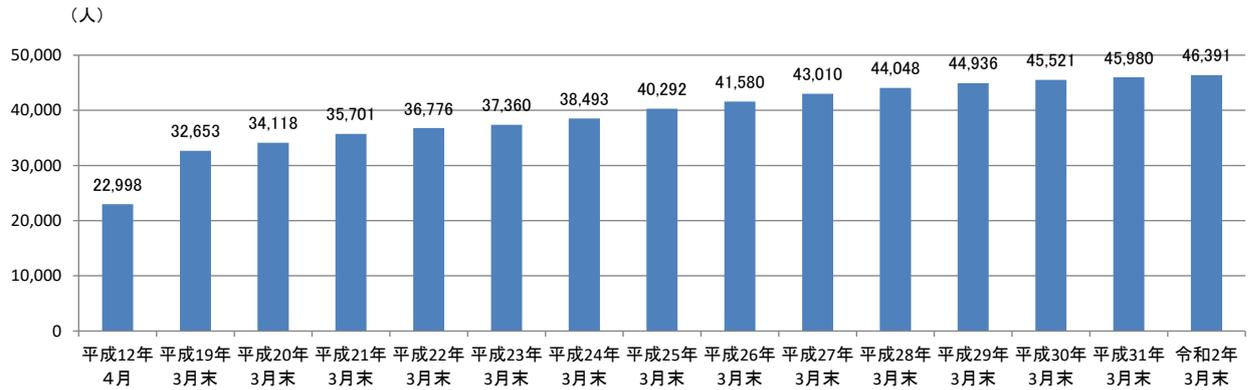
2. 日野市の介護保険事業を取り巻く状況

(1) 日野市の介護保険給付サービスの特徴

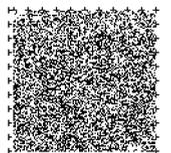
① 第1号被保険者数の推移

新たに高齢者になった方が、死亡した方より多いため、第1号被保険者数は増加しており、令和2年（2020年）3月末時点では、46,391人となっています。

図 12 第1号被保険者数の推移



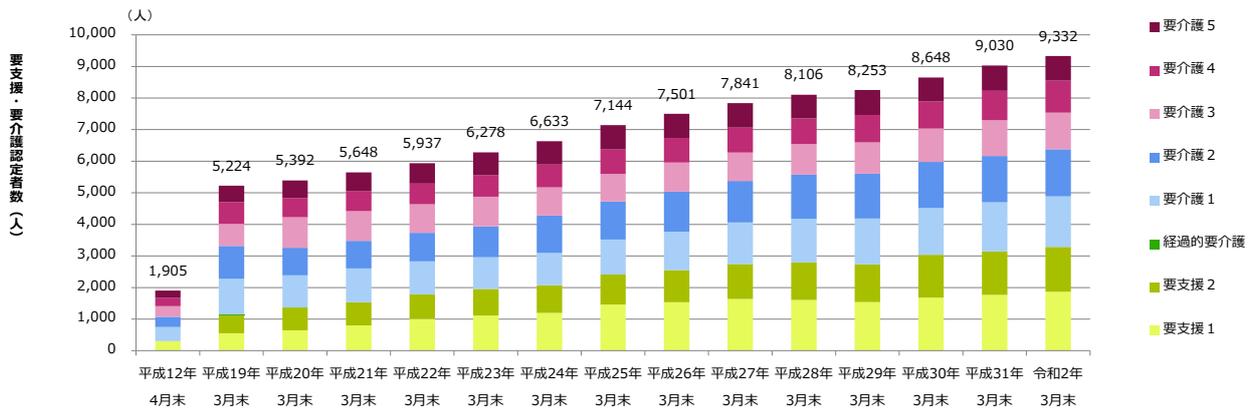
資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報（令和元、2年度のみ「介護保険事業状況報告」月報）



② 要介護（要支援）認定者数の推移

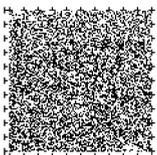
介護保険制度が始まった平成12年（2000年）4月と、令和2年（2020年）3月末を比較すると、第1号被保険者数は約2倍になっていますが、認定者数では4倍以上となっています。要介護（要支援）認定者数の推移をみると、要支援、要介護とも増加傾向となっています。要支援は近年横ばいになるのに対して、特に要介護1の方が増加しています。認定率は、都の水準とほぼ同様ですが、近年伸び率はやや鈍化しています。

図13 日野市の要介護（要支援）認定者数(2号被保険者を含む)



	平成12年4月末	平成19年3月末	平成20年3月末	平成21年3月末	平成22年3月末	平成23年3月末	平成24年3月末	平成25年3月末	平成26年3月末	平成27年3月末	平成28年3月末	平成29年3月末	平成30年3月末	平成31年3月末	令和2年3月末
要支援1	306	552	647	804	1,012	1,117	1,199	1,464	1,535	1,639	1,606	1,540	1,681	1,768	1,866
要支援2		594	721	730	774	838	875	948	1,019	1,108	1,191	1,197	1,356	1,378	1,421
経過的要介護		1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
要介護1	445	1,132	1,022	1,070	1,046	1,005	1,023	1,107	1,217	1,313	1,383	1,450	1,479	1,556	1,601
要介護2	324	1,039	869	874	902	976	1,181	1,209	1,266	1,316	1,395	1,416	1,460	1,465	1,492
要介護3	334	703	969	942	906	940	893	869	919	898	971	993	1,058	1,134	1,157
要介護4	265	685	609	641	652	686	725	777	783	790	810	871	856	929	1,013
要介護5	231	518	555	587	645	716	737	770	762	777	750	786	758	800	782
合計	1,905	5,224	5,392	5,648	5,937	6,278	6,633	7,144	7,501	7,841	8,106	8,253	8,648	9,030	9,332

資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報（令和元年度、2年度のみ「介護保険事業状況報告」月報）
 平成12年は、要支援が1、2に別れていないため、グラフでは「要支援1」の色で表記
 平成29年3月末の要支援1の減少は、28年度に介護予防・日常生活支援総合事業を開始し、要支援相当の方が介護認定を受けずに、介護予防・日常生活支援総合事業の対象者となったためと推測される。

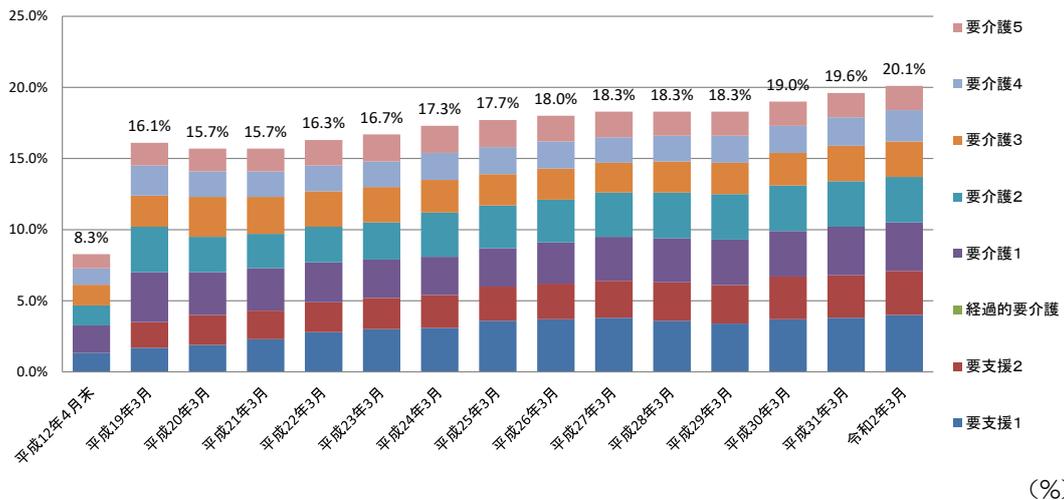


③ 要介護（要支援）認定率

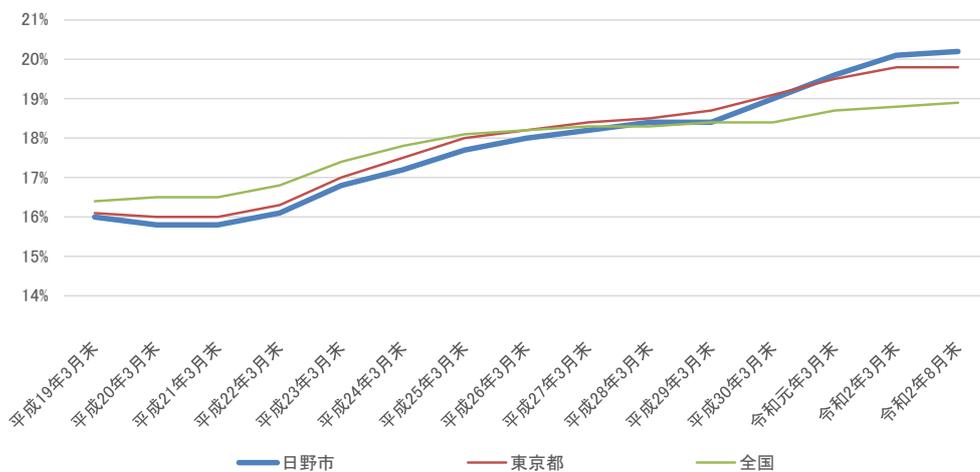
日野市の認定率は、平成 21 年（2009 年）3 月末からやや増加傾向でしたが、平成 30 年（2018 年）3 月と平成 31 年（2019 年）3 月で急増しており、国、都、周辺市を令和 2 年（2020 年）8 月時点で上回っています。

現状では、要介護 3 以上の重度の方も少しずつ増加しているため、これらの方が引き続き地域の中で生活できるよう、居宅サービスや地域密着型サービスの強化・充実が必要です。

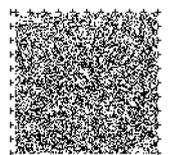
図 14 要介護認定率の推移（2号被保険者を含む）



		平成12年 4月末	平成19年 3月	平成20年 3月	平成21年 3月	平成22年 3月	平成23年 3月	平成24年 3月	平成25年 3月	平成26年 3月	平成27年 3月	平成28年 3月	平成29年 3月	平成30年 3月	平成31年 3月	令和2年3 月
日野市	要支援1	1.3%	1.7%	1.9%	2.3%	2.8%	3.0%	3.1%	3.6%	3.7%	3.8%	3.6%	3.4%	3.7%	3.8%	4.0%
日野市	要支援2	0.0%	1.8%	2.1%	2.0%	2.1%	2.2%	2.3%	2.4%	2.5%	2.6%	2.7%	2.7%	3.0%	3.0%	3.1%
日野市	経過的要介護	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
日野市	要介護1	1.9%	3.5%	3.0%	3.0%	2.8%	2.7%	2.7%	2.7%	2.9%	3.1%	3.1%	3.2%	3.2%	3.4%	3.4%
日野市	要介護2	1.4%	3.2%	2.5%	2.4%	2.5%	2.6%	3.1%	3.0%	3.0%	3.1%	3.2%	3.2%	3.2%	3.2%	3.2%
日野市	要介護3	1.5%	2.2%	2.8%	2.6%	2.5%	2.5%	2.3%	2.2%	2.2%	2.1%	2.2%	2.2%	2.3%	2.5%	2.5%
日野市	要介護4	1.2%	2.1%	1.8%	1.8%	1.8%	1.8%	1.9%	1.9%	1.9%	1.8%	1.8%	1.9%	1.9%	2.0%	2.2%
日野市	要介護5	1.0%	1.6%	1.6%	1.6%	1.8%	1.9%	1.9%	1.9%	1.8%	1.8%	1.8%	1.7%	1.7%	1.7%	1.7%
日野市	合計 ※第2号被保険者を含む	8.3%	16.1%	15.7%	15.7%	16.3%	16.7%	17.3%	17.7%	18.0%	18.3%	18.3%	19.0%	18.3%	19.6%	20.1%



資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報（令和元、2年度ののみ「介護保険事業状況報告」月報）

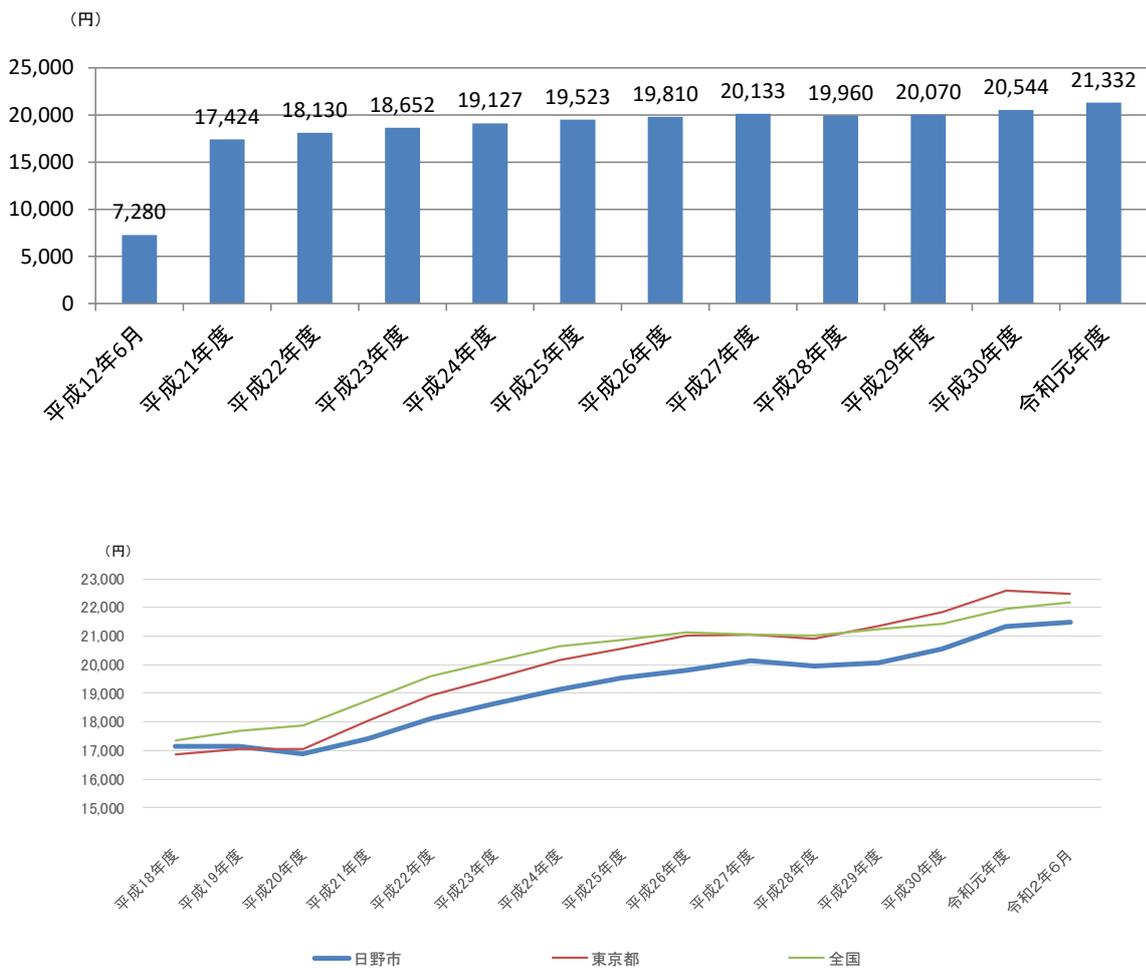


④ 第1号被保険者一人あたりの保険給付月額

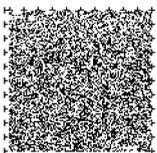
第1号被保険者一人あたり保険給付月額は増加傾向にあり、令和元年度（2019年度）時点では21,332円と増加傾向となっています。今後、高齢化が進展することで、引き続き給付額の増加が進むことが予測されます。

なお、平成12年（2000年）6月と比較すると、第1号被保険者数が2倍になったのに対して、認定者数は4倍になったことから、一人あたりの保険給付額が大幅に増加しています。

図15 第1号被保険者一人あたり保険給付月額



資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報（令和元年度のみ「介護保険事業状況報告」月報）各年3月末

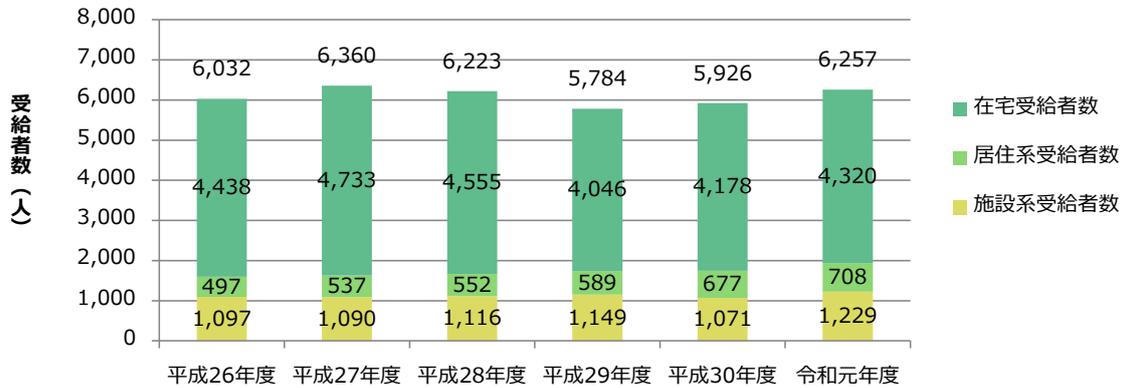


⑤ 在宅、居住系、施設系受給者数の推移

在宅、居住系、施設系受給者数の推移では、年度ごとに少し差がありますが、平成29年（2017年）以降はいずれも増加傾向となっています。

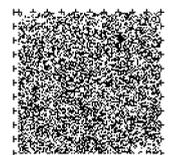
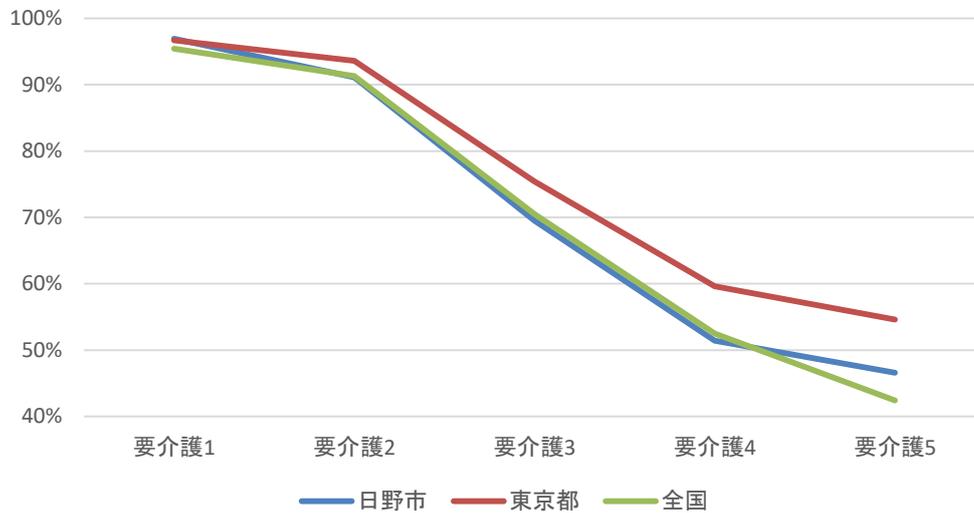
また、令和2年（2020年）における在宅、居住系の割合をみると、要介護5では国や周辺市より在宅、居住系の比率が高くなっています。

図 16 在宅、居住系、施設系受給者数



資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報

図 17 令和2年（2020年）における在宅、居住系の割合

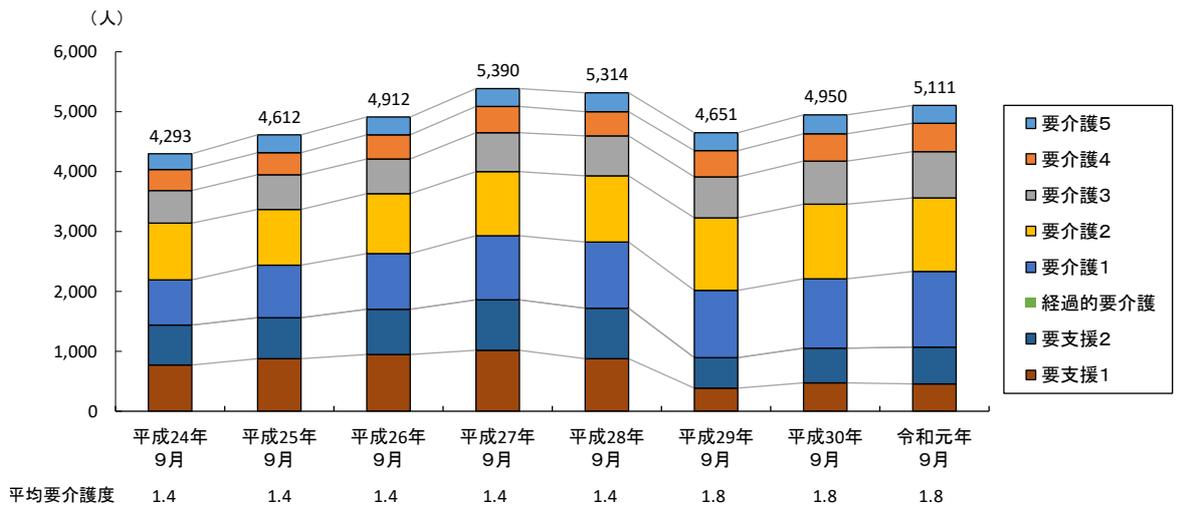


⑥ 要介護度別居宅サービス利用者数の推移

要介護度別居宅サービス利用者数は、平成 28 年度（2016 年度）に地域密着型通所介護が地域密着型サービスに移行したことや、平成 28 年度（2016 年度）から介護予防・日常生活支援総合事業が開始され、要支援者が介護予防・日常生活支援総合事業に移行したことで、要支援者の利用が減少しています。

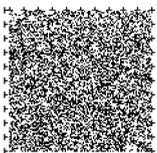
しかし、令和元年度（2019 年度）からは再び増加傾向となっています。

図 18 要介護度別居宅サービス利用者数の推移



	平成24年 9月	平成25年 9月	平成26年 9月	平成27年 9月	平成28年 9月	平成29年 9月	平成30年 9月	令和元年 9月
要支援1	783	879	958	1,016	883	388	477	462
要支援2	655	692	748	844	842	516	585	615
経過的要介護	0	-	0	-	0	0	0	0
要介護1	759	867	930	1,067	1,095	1,123	1,150	1,260
要介護2	950	939	993	1,080	1,118	1,200	1,240	1,220
要介護3	544	569	586	643	653	679	719	775
要介護4	344	364	395	428	416	439	460	466
要介護5	258	302	302	312	307	306	319	313
合計	4,293	4,612	4,912	5,390	5,314	4,651	4,950	5,111
平均 要介護度	1.4	1.4	1.4	1.4	1.4	1.8	1.8	1.8

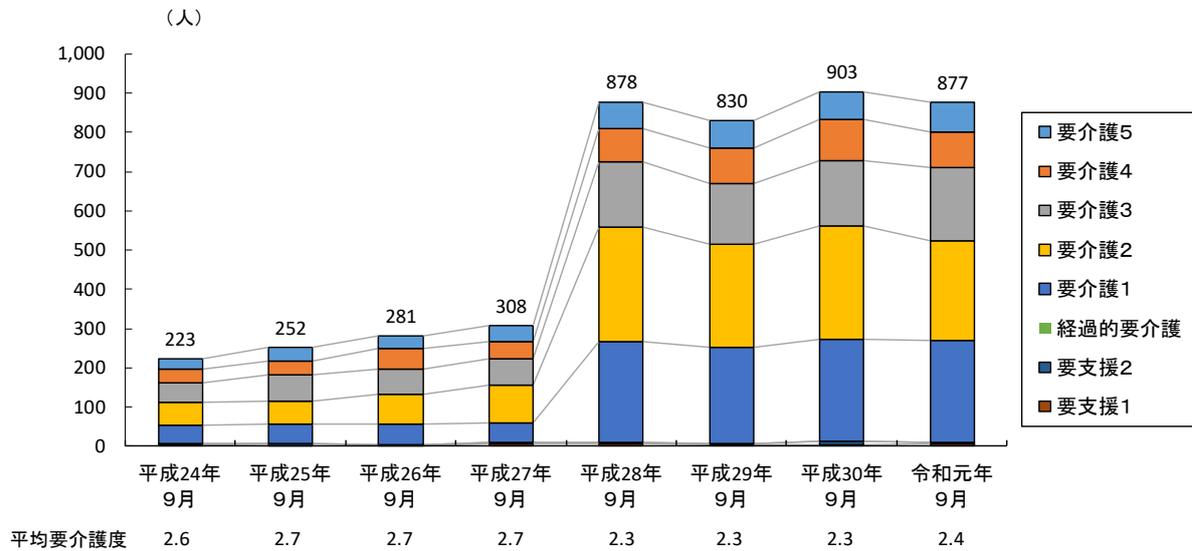
資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告」月報



⑦ 要介護度別地域密着型サービス利用者数の推移

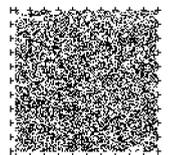
要介護度別地域密着型サービス利用者数は、平成 27 年度（2015 年度）まで横ばいでしたが、平成 28 年度（2016 年度）に地域密着型通所介護が地域密着型サービスに移行したことで利用者数が増加しました。しかし、その後は横ばいとなっており、地域密着型サービス利用者の増加を図るような施策が必要です。

図 19 要介護度別地域密着型サービス利用者数の推移



	平成24年9月	平成25年9月	平成26年9月	平成27年9月	平成28年9月	平成29年9月	平成30年9月	令和元年9月
要支援1	3	1	1	6	7	4	3	7
要支援2	5	6	3	5	2	3	9	4
経過的要介護	-	-	0	0	0	0	0	0
要介護1	45	48	51	48	258	245	260	258
要介護2	58	61	77	96	291	263	290	256
要介護3	50	65	66	68	166	154	167	186
要介護4	36	36	50	43	87	92	103	89
要介護5	26	35	33	42	67	69	71	77
合計	223	252	281	308	878	830	903	877
平均要介護度	2.6	2.7	2.7	2.7	2.3	2.3	2.3	2.4

資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告」月報

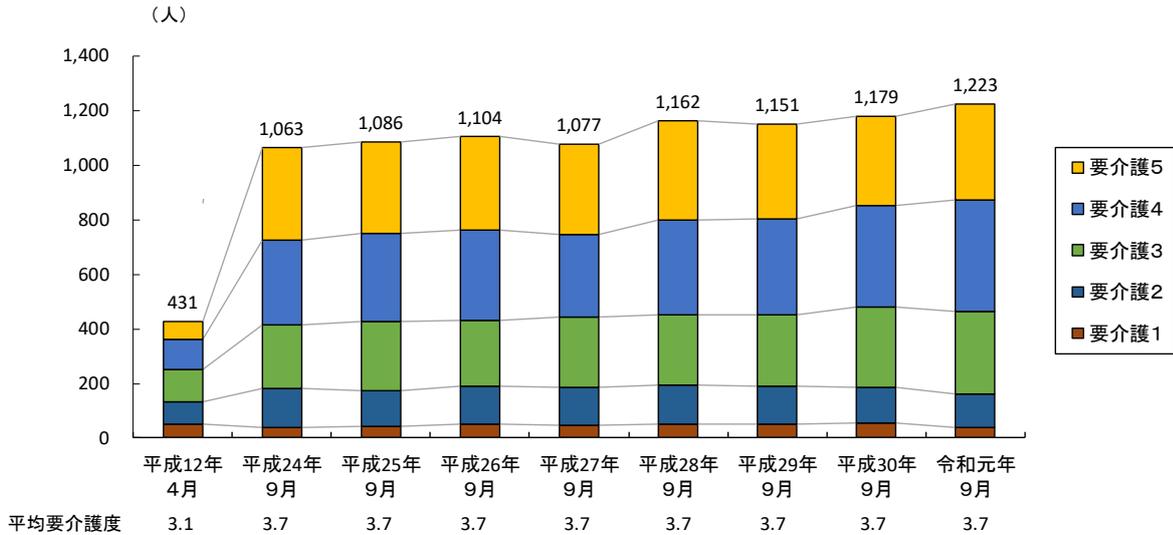


⑧ 要介護度別施設サービス利用者数の推移

要介護度別施設サービス利用者数は、施設整備の状況に影響されるため、年ごとに多少の増減がありますが、全体的には少しずつ増加しています。

平成12年（2000年）4月時点と比較した場合には、施設入所者は約2倍となっていますが、認定者数の伸びと比較すると、施設サービスの利用割合は低下しています。

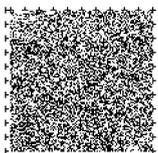
図 20 要介護度別施設サービス利用者数の推移



(人)

	平成24年4月	平成24年9月	平成25年9月	平成26年9月	平成27年9月	平成28年9月	平成29年9月	平成30年9月	令和元年9月
要介護1	51	40	41	50	45	51	51	53	37
要介護2	80	143	134	140	139	141	139	134	125
要介護3	122	232	250	240	258	260	263	294	300
要介護4	108	310	323	330	305	347	351	370	409
要介護5	67	338	338	344	330	363	347	328	352
合計	431	1,063	1,086	1,104	1,077	1,162	1,151	1,179	1,223
平均要介護度	3.1	3.7	3.7	3.7	3.7	3.7	3.7	3.7	3.7

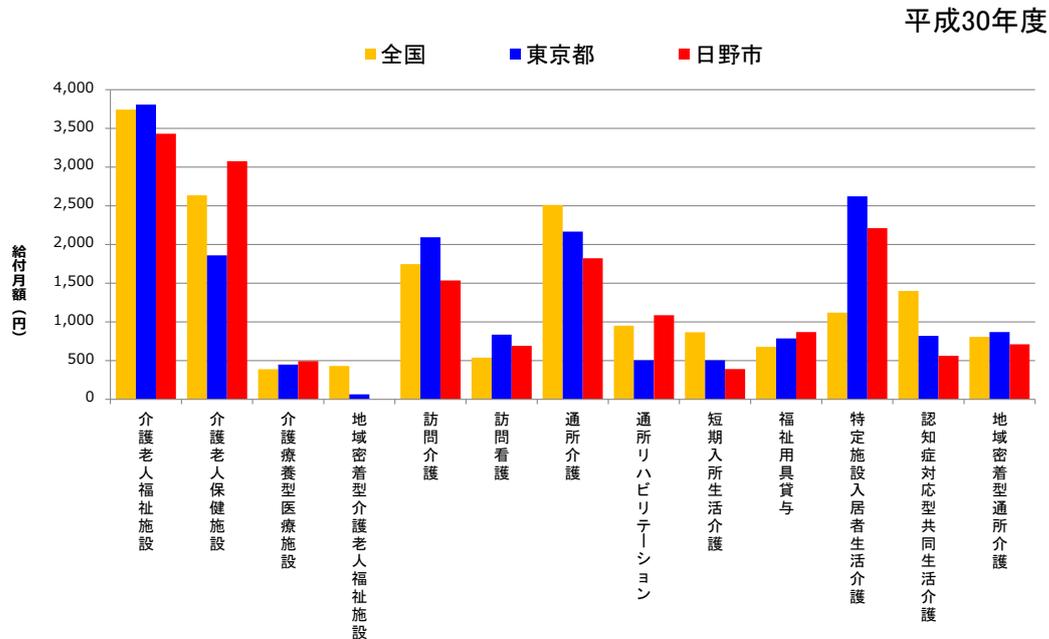
資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告」月報



⑨ サービス別、第一号被保険者一人あたり給付月額

平成30年度（2018年度）におけるサービス別、第1号被保険者一人あたり給付月額でみると、日野市は都全体と比較してほぼ同様の給付水準となっています。

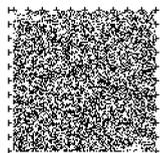
図 21 第1号被保険者一人あたり給付月額（サービス種類別）



(円)

	介護老人福祉施設	介護老人保健施設	介護療養型医療施設	地域密着型介護老人福祉施設	訪問介護	訪問看護	通所介護	通所リハビリテーション	短期入所生活介護	福祉用具貸与	特定施設入居者生活介護	認知症対応型共同生活介護	地域密着型通所介護
全国	3,741	2,635	388	432	1,746	538	2,511	951	866	678	1,120	1,399	807
東京都	3,805	1,859	448	64	2,094	835	2,167	505	505	787	2,622	820	869
日野市	3,431	3,075	494	0	1,535	690	1,822	1,087	390	868	2,211	561	710

資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告」月報



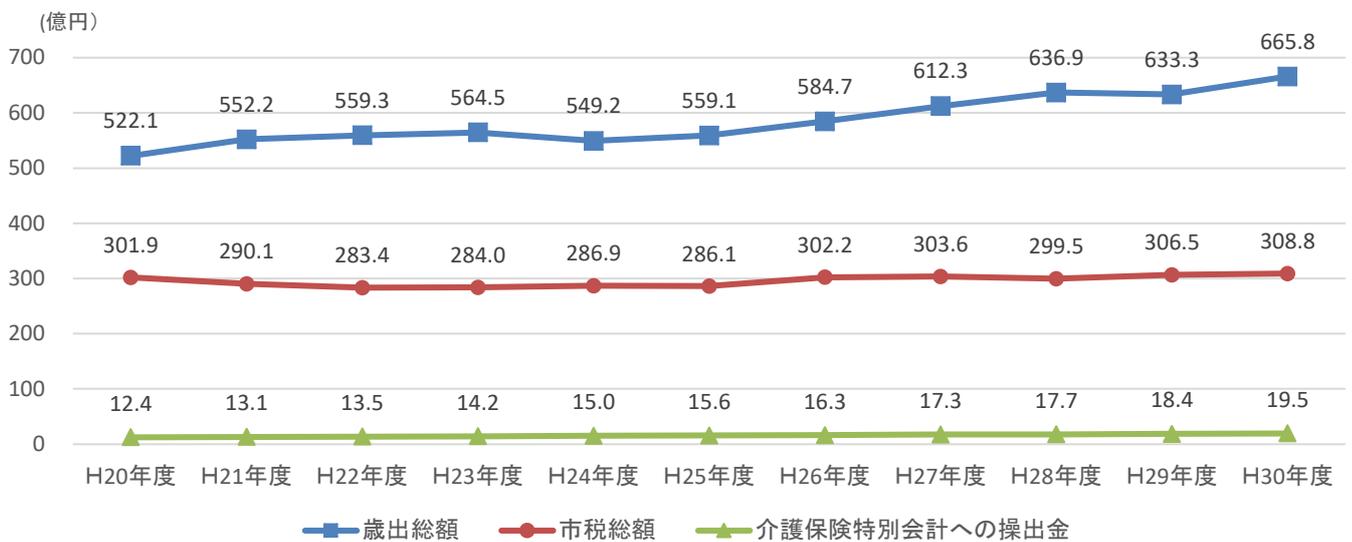
(2) 財政状況・財政見通し

財政状況は、年度により増減はあるものの、歳出総額は増加傾向にあります。一方、市税収入は生産年齢人口の減少により、大幅な増加は望めず、歳出税額と市税総額の差は拡大の一途をたどっています。

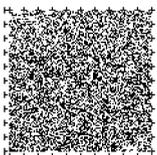
歳出の増加要因としては、高齢化による扶助費の急増や、介護保険の費用が増加したことによる繰出金の増加などが挙げられます。これらの費用は、今後も増加が続く見込みとなっており、財源不足が深刻化しています。

高齢者福祉関係費は右肩上がりに増加しており、今後さらに高齢化率が上がることを踏まえ、介護保険事業のより適正な運営が求められています。

図 22 市税収入と市税総額、介護保険特別会計への繰出金の経年推移



資料：日野市決算書



(3) 日常生活圏域について

① 日常生活圏域

日常生活圏域とは、身近な地域にさまざまなサービス拠点を整備し、たとえ要介護状態や認知症になっても、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、介護サービス基盤の整備を進めるために取り入れられた考え方です。

日野市では、『第3期日野市介護保険事業計画』（平成18年度（2006年度）から平成20年度（2008年度）まで）において、地理的条件、交通機関や駅の状態、人口、既存の介護サービス基盤等を勘案し、4つの日常生活圏域を設定しました。

『第8期介護保険事業計画』においても、この考えを継承し、地域密着型サービスや介護サービス基盤の充実などを進めていきます。

表3 日常生活圏域一覧

日常生活圏域	地域包括支援センター名	担当地域
たかはた	もぐさ	百草、落川、程久保（1～8丁目を除く）、三沢2丁目、三沢1289～1294番地
	あさかわ	高幡、三沢（1289～1294番地を除く）、三沢1・3～5丁目、新井、大字石田（浅川南）、程久保1～8丁目
とよだ	すてっぴ	豊田、大字豊田、東豊田、富士町、旭が丘2・5・6丁目、多摩平1・2丁目
	あいりん	多摩平3～7丁目、日野台4・5丁目、大坂上
ひの	せせらぎ	日野本町、神明、日野台1～3丁目、栄町、新町
	多摩川苑	万願寺、上田、川辺堀之内、日野、宮、石田、大字石田（浅川北）
ひらやま	いきいきタウン	東平山2・3丁目、平山
	すすらん	南平
	かわきた	旭が丘1・3・4丁目、西平山 東平山1丁目

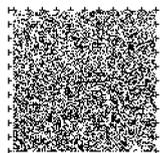
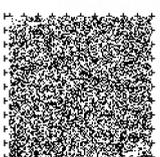
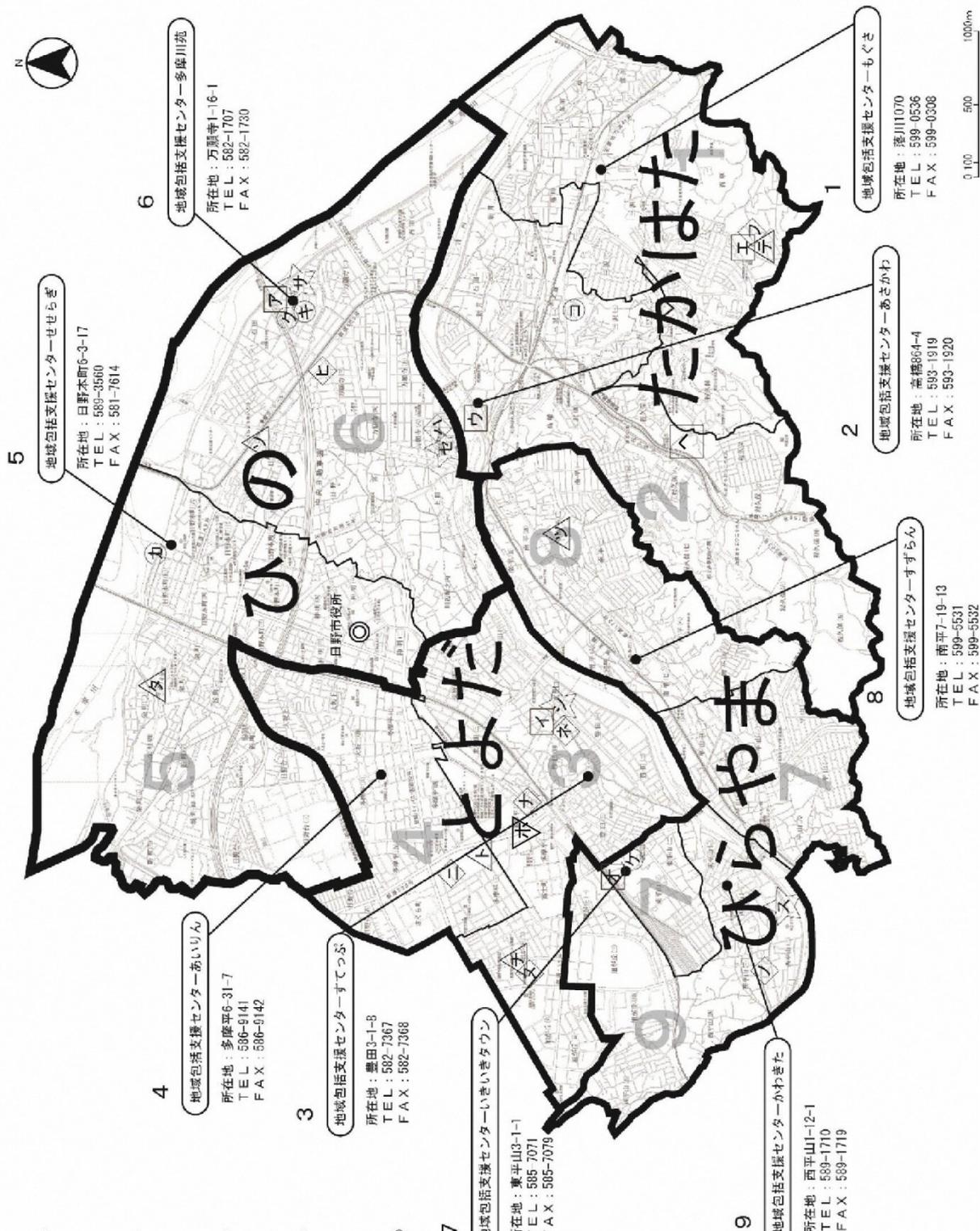


図 23 日常生活圏域と地域包括支援センター等の位置



- 特別養護老人ホーム
 - ア アマリアさひ野
 - イ 豊かな園
 - ウ 特別養護老人ホーム 津川南
 - エ 特別養護老人ホーム 多賀なる
 - オ 特別養護老人ホーム シンフォニア
 - カ 特別養護老人ホーム ラベ日野
- 老人保健施設
 - ア 老人生活支援センターアレア
 - イ 介護老人保健施設ロバリア
 - ウ 介護老人保健施設 サルビア
 - エ 介護老人保健施設 クローバー
 - オ 老人保健施設 尚構みさの社
- △認知症対応型通所介護
 - ア アリアス多摩川苑
 - イ デイケアセンターあなほ
 - ウ 交流ケアセンターあなほ
 - エ アイホームにんじん・万壽寺
- △小規模多機能型居宅介護
 - ア 小規模多機能型居宅介護 さくら
 - イ 小規模多機能型居宅介護 まかえま
 - ウ 小規模多機能型居宅介護 みたけだいら
 - エ 小規模多機能型居宅介護 あすなろ
 - オ 小規模多機能型居宅介護 ぐりんはなはら
- ◇認知症対応型生活介護（グループホーム）
 - ア グループホーム さすらい
 - イ グループホーム さすらい
 - ウ グループホーム しらかば
 - エ グループホーム しらかば
 - オ グループホーム さあぞん
 - カ グループホーム さあぞん
 - キ グループホーム にんじん・万壽寺
 - ク グループホーム にんじん・万壽寺
 - コ 愛の茶グループホームあすなろ
 - ク グループホーム あすなろ
- ▽介護療養型医療施設
 - ホ 多摩平の森の病院

(4) 第3期の施策の実施状況

柱1 介護を支える担い手の確保と多様なニーズに対応した介護保険事業サービスを充実させていきます

本項目では、数値目標に対して、令和元年度（2019年度）の実績をみると、採用者、離職者とも目標値を下回っています。一方、受給率は、すべてのサービスで目標値を上回っています。

また、重点項目の達成状況は、4項目すべてが◎（進んだ）となっています。

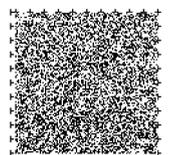
表4 数値目標、指標の達成状況

指標項目	現状 平成27～29年度 の合計	目標値 平成30～令和2年度 の合計	令和元年度実績
(1) 介護施設・居宅サービスにおける雇用状況			
採用者数※	438人	453人	433人
離職者数※	319人	305人	316人
(2) 介護サービスの受給率			
在宅サービス	8.5%	9.0%	9.3%
居住系サービス	1.3%	1.4%	1.5%
施設サービス	2.5%	2.8%	2.9%

※採用者数、離職者数は日野市内、介護保険サービス提供事業者の1年間の採用、離職実績（第4期日野市高齢者福祉総合計画策定に向けた基礎調査報告書より抜粋）

表5 重点項目の達成状況

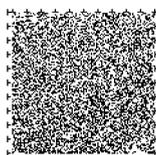
項目	達成状況	実施事項及び実績値
1101：介護人材確保事業の実施	◎	研修会開催ごとに介護事業所の協力を得ながら仕事の紹介等就職相談会を実施し、10人の新規雇用につながった。 資格取得者への補助は、目標を大きく上回る69人に行い、うち資格取得後市内介護事業所に就職または就職後半年以内（ただし、介護福祉士は1年以内）に資格取得を行った方は10人となった。 また、令和元年度から新たに、介護支援専門員の資格取得、再研修に対する補助を開始した。
1102：介護人材啓発事業の実施	◎	年2回の研修開催により、研修修了者は一昨年度を大きく上回る80人となった。参加希望者が参加しやすいよう令和元年度は前期研修会については、土日に開催した。



項目	達成状況	実施事項及び実績値
1223：生活支援サービス（介護予防・日常生活支援総合事業）の推進	◎	平成 30 年度（2018 年度）に第 1 層協議体で抽出された課題を切り口に地域の課題を掘り起こすため、第 2 層協議体を市内生活圏域ごとに立ち上げ検討を開始した。 第 1 層生活支援コーディネーターの協力を得ながら、第 2 層生活支援コーディネーターと意見交換や検討会を行い、第 2 層協議体が円滑に開催できるよう準備を進めた。

項目	達成状況	実施事項及び実績値
1225：地域介護予防活動支援事業の推進	◎	地域介護予防活動団体の登録団体数は 52 団体となり、体力測定など効果測定を各日常生活圏域で実施した。 地域介護予防活動支援事業及びひの健康貯筋体操の普及啓発を行うため、日野市社会福祉協議会の他、リハビリ専門職の方の協力を得て、事業を実施した。

<p>施策の柱の達成状況指標</p> <p>◎ 進んだ : 例年と比べて著しく進捗した、または事業が完了した</p> <p>○ やや進んだ : 数値・事業内容に進捗がみられた、または事業が着実に前進した</p> <p>△ あまり進んでいない : 前年度と同様の事業内容であった</p> <p>× まったく進んでいない : 該当事業に着手しなかった</p>	
---	--



柱2 医療と介護の連携を推進し、有機的なネットワークを構築します

本項目では、数値目標に対して、令和元年度（2019年度）の実績をみると、目標値が3年間の合計値であるため、1/3の数値で比較する必要がありますが、やや目標より少なくなっています。

また、重点項目の達成状況は、達成が2項目、○（やや進んだ）が2項目となっています。

表6 数値目標、指標の達成状況

指標項目	現状 平成27～29年度の 合計	目標値 平成30～令和2年度 の合計	令和元年度実績
(1) 医療と介護の連携推進勉強会の開催数			
第1段階勉強会（市主催）	7回	4回	1回
第2段階勉強会（市主催）	4回	8回	2回
圏域勉強会（地域包括支援センター主催）	75回	75回	13回
(2) 自宅等での死亡率※	23.2%	29.6%	24.8%

※引用先「厚生労働省 在宅医療にかかる地域別データ集」による日野市の自宅死（自宅の他、グループホーム、サービス付き高齢者向け住宅を含む。）の割合と老人ホーム死（養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム及び有料老人ホームをいう。）の割合を合算したもの。

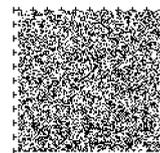
また、現状（平成27～29年度の合計）及び目標値（平成30～令和2年度の合計）は、各々3年間の平均値となります。

表7 重点項目の達成状況

項目	達成状況	実施事項及び実績値
2101：在宅療養を支援する部署の設置	平成30年度達成	
2102：「日野市在宅療養体制構築のための基本方針」の策定	平成30年度達成	
2104：在宅療養・介護連携支援センターの設置	○	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関及び庁内関係課との意見交換を実施。 市外病院に対して在宅療養支援課のパンフレットを送付し、関係性の継続に努めた。 北多摩・南多摩医療圏の相談窓口の担当者との研修を日野市で実施し連携強化を図った。 事例検討会を主催し、対応方法と情報の集積を進めた。
2108：保健師の専門性を生かした在宅療養支援の充実	○	<ul style="list-style-type: none"> まちの在宅医療相談会として6回開催。15人の相談者と33人が講演会形式で参加。 事例検討会を11回開催し、延べ236人が参加。複合的な事例が増加しており、水道局や動物愛護相談センターなど従来福祉分野では関りがあまりなかった機関も参加し連携の輪が広がった。 年間の相談件数が100件にのぼり、保健師の存在が市民及び関係機関から認知されてきた。在宅療養に関するコーディネーターとしての役割が定着しつつある。

施策の柱の達成状況指標

- ◎ 進んだ : 例年と比べて著しく進捗した、または事業が完了した
- やや進んだ : 数値・事業内容に進捗がみられた、または事業が着実に前進した
- △ あまり進んでいない : 前年度と同様の事業内容であった
- × まったく進んでいない : 該当事業に着手しなかった



柱3 認知症や軽度認知障害（MCI）の当事者とその家族を支える仕組みを充実させていきます

本項目では、数値目標に対して、令和元年度（2019年度）時点の実績をみると、累計数では目標値を上回っています。

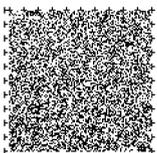
また、重点項目の達成状況は、◎（進んだ）が4項目、○（やや進んだ）が1項目となっています。

表8 数値目標、指標の達成状況

指標項目	現状 平成27～29年度の 合計	目標値 平成30～令和2年度 の合計	令和元年度実績
(1) 認知症サポーター養成講座受講者数 ※（ ）は累計数	5,357人 (13,000人)	3,000人 (16,000人)	2,378人 (18,793人)
(2) 認知症サポーターステップアップ講座受講者数 （ ）は累計数	390人 (390人)	260人 (650人)	211人 (1,002人)

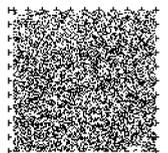
表9 重点項目の達成状況

項目	達成状況	実施事項及び実績値
3101：認知症の人と家族を支える機関との連携	◎	<ul style="list-style-type: none"> ・日野市医師会、多摩平の森の病院、高齢福祉課の三者にて認知症検診推進事業について、具体的な検討を行った。 ・多摩平の森の病院、市立病院、七生病院、若年性認知症総合支援センター、地域包括支援センター等認知症の方を支える関係機関と連携強化のため研修及び意見交換を行った。 ・医療連携型認知症カフェについて無料相談の参加人数が減少。無料相談会の回数を減らし、その分地域のカフェにて出張相談を行う等見直しを図った。 ・多摩平の森の病院の認知症認定看護師に次年度より認知症地域支援推進員となっていただくこととなった。 ・多摩平の森の病院に加え、七生病院内にも初期集中支援チームを立ち上げた。
3201：認知症サポーターの養成	◎	<ul style="list-style-type: none"> ・講座の開催数（令和元年度） 61回 ・養成者延べ人数 18,793人
3202：認知症サポーターステップアップ講座の実施	◎	<ul style="list-style-type: none"> ・講座の開催数（令和元年度） 17回 ・受講者延べ人数 1,002人
3301：徘徊高齢者への支援策の充実	○	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症徘徊SOSネットワークの登録者数（延べ数）350人 ・メール配信システムの配信登録者数 1,770人 ・認知症賠償保険の事業化 <p>賠償保険事業を単体で立ち上げるのではなく、徘徊高齢者等探索サービス事業（GPS移動端末機貸出）の見直しを行い、新GPS移動端末機契約の方が自動的に賠償保険に加入できるようなスキームとした。</p>



項目	達成状況	実施事項及び実績値
3303：認知症カフェの設置推進	◎	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな認知症カフェを開設。 浅川リバーハウス 所在地：西平山 2-9-30 開設日：毎月第4木曜日 13時30分～15時30分 設置数 計 10 か所 ・市内認知症カフェの運営者の交流会を開催し、取組みについて情報交換を行った。 ・医療連携型認知症カフェに属する認知症認定看護師が地域の認知症カフェに赴き、出張相談や講話を行う等地域展開を図った。

<p>施策の柱の達成状況指標</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎ 進んだ : 例年と比べて著しく進捗した、または事業が完了した ○ やや進んだ : 数値・事業内容に進捗がみられた、または事業が着実に前進した △ あまり進んでいない : 前年度と同様の事業内容であった × まったく進んでいない : 該当事業に着手しなかった
--



柱4 地域包括支援センターを核とした支援体制の充実と地域による支え合いの仕組みを推進します

本項目では、数値目標に対して、令和元年度（2019年度）の実績をみると、目標値が3年間の合計値であるため、1/3の数値で比較する必要がありますが、地域包括支援センターの相談、支援件数はほぼ目標値と同水準です。また、地域活動への参加は、やや目標値より低くなっています。

また、重点項目の達成状況は、◎（進んだ）が1項目、○（やや進んだ）が2項目、△（あまり進んでいない）が1項目となっています。

表 10 数値目標、指標の達成状況

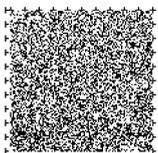
指標項目	現状 平成 27～29 年度 の合計	目標値 平成 30～令和 2 年度 の合計	令和元年度実績
(1) 地域包括支援センター（9カ所）の相談・支援件数	122,974 件	127,500 件	42,357 件
(2) 地域住民の有志による地域づくりに参加者として参加してみたい人の割合 「是非参加」「参加してもよい」※	59.1%	59.4%	55.9% ※「すでに参加している」を「含む」

表 11 重点項目の達成状況

項目	達成状況	実施事項及び実績値
4101：地域包括支援センターの相談・支援体制の充実	○	<ul style="list-style-type: none"> ケアプランナーを配置し機能強化を図った。また、令和元年 5 月に東京都を通じて国が定める基準に基づく地域包括支援センターの評価（地域包括支援センターの事業評価を通じた機能強化に関する調査）を実施した。 相談・支援件数：42,357 件 新型コロナウイルス感染症により、接触が制限されていたため、件数が減少した。
4102：地域ケア会議の推進	○	<ul style="list-style-type: none"> 各地域ケア会議の開催状況は以下（1）～（3）のとおり。 （1）地域ケア個別会議 33 回 （2）地域ケア会議（日常生活圏域レベル） 3 回 （3）地域ケア推進会 4 回 なお、圏域内の地域の課題を話し合う場は増加した。
4301：生活支援体制整備事業の実施	◎	<ul style="list-style-type: none"> 第 1 層協議体が 2 回、第 2 層協議体が 9 回開催され、地域課題について話し合われた。 第 1 層協議体、第 2 層協議体の在り方について、地域包括支援センター・社会福祉協議会とともに協議を行った。
4303：高齢者見守り支援ネットワークの充実	△	<ul style="list-style-type: none"> 対象高齢者数 74 人 見守推進員数 180 人 協力事業者数 492 か所 事業所数は増加傾向である。

施策の柱の達成状況指標

- ◎ 進んだ : 例年と比べて著しく進捗した、または事業が完了した
- やや進んだ : 数値・事業内容に進捗がみられた、または事業が着実に前進した
- △ あまり進んでいない : 前年度と同様の事業内容であった
- × まったく進んでいない : 該当事業に着手しなかった



柱5 高齢者が尊厳を保持し、健康で自立した生活を営むための支援を充実させていきます

本項目では、数値目標に対して、令和元年度（2019年度）の実績をみると、男女とも目標値をやや上回っています。また、週2回以上の外出についても、目標値を約2.7ポイント上回っています。

また、重点項目の達成状況は、◎（進んだ）が2項目、○（やや進んだ）が2項目となっています。

表12 数値目標、指標の達成状況

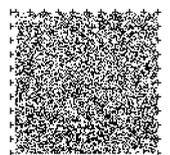
指標項目	現状 平成27～29年度 の合計	目標値 平成30～令和2年度 の合計	令和元年度実績
（1）日野市の65歳健康寿命 要介護2以上 ※1 東京保健所長会方式、65歳になった方が要介護2になるまでの期間	男83.2歳 女85.7歳	男83.5歳 女86.0歳	男83.55歳 女86.42歳
（2）要支援で、外出が週2回 以上の人の割合 ※2 第4期日野市高齢者福祉総合計画策定に向けた基礎調査報告書（要支援高齢者問14（1）-⑥ R3年1月	64.2%	64.5%	67.2%

表13 重点項目の達成状況

項目	達成状況	実施事項及び実績値
5102：日野人運動事業と地域介護予防活動支援事業（ひの筋体操等）との連携	◎	令和元年度に今後の健康体操事業についての考え方や課題等について、健康課と協議し、整理した。
5108：摂食嚥下機能支援の推進	◎	・市内全域の65～74歳を対象にチェックリーフレットを送付し、摂食嚥下機能支援連携システムの試験的運用を図った。 ・普及啓発を行うため、嚥下体操の映像媒体を作成した。
5301：シルバー人材センターの取組みへの支援	○	会員数：1,616人（前年度比0.6%増） 就業実人：1,358人（前年度比1.4%増） 就業率：84.0%（前年度比0.7%増） 就業延べ人員：148,030人（前年度比1.5%増） 【平成31年3月末日現在】 会員数：1,617人（前年度比0.1%増） 就業実人：1,368人（前年度比0.8%増） 就業率：84.5%（前年度比0.6%増） 就業延べ人員：149,339人（前年度比0.8%増） 【令和2年3月末日現在】
5408：居住支援協議会の提言に基づく居住支援施策の充実	○	・住宅確保に配慮を要する者への住宅相談業務として、「あんしん住まいる日野」事業が開始されており、居住支援協議会において、事業の課題出しを行った。

施策の柱の達成状況指標

- ◎ 進んだ : 例年と比べて著しく進捗した、または事業が完了した
 ○ やや進んだ : 数値・事業内容に進捗がみられた、または事業が着実に前進した
 △ あまり進んでいない : 前年度と同様の事業内容であった
 × まったく進んでいない : 該当事業に着手しなかった



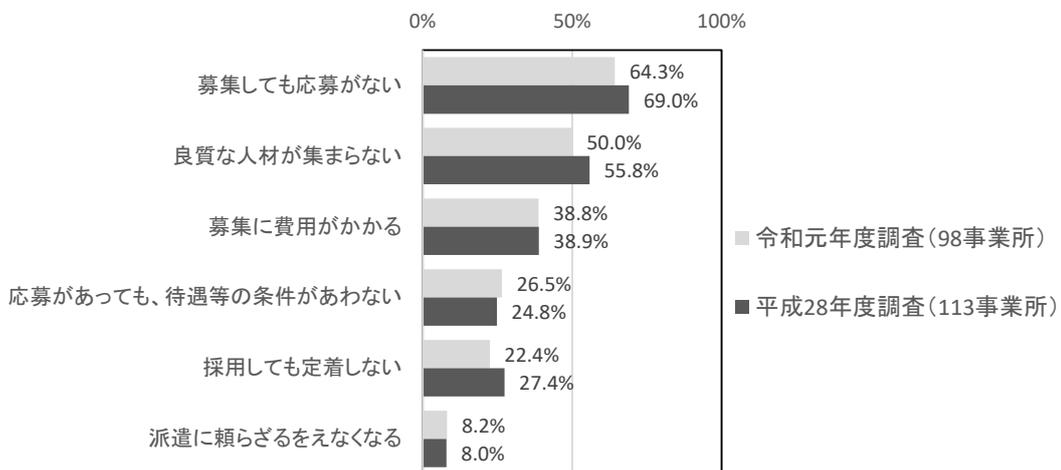
(5) アンケート調査結果から見えるポイント

令和元年度（2019年度）に実施したアンケート調査結果について、第3期計画の5本の柱ごとに、特徴を整理しました。

柱1 「介護を支える担い手の確保と多様なニーズに対応した介護保険事業サービスを充実させていきます」に関するポイント

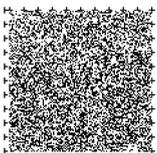
- ・介護サービス事業者の考える人材確保の問題では、「募集しても応募がない」の比率が前回調査と比較してやや低下しています。
- ・人材の確保については、3年前の平成28年（2016年）よりは多少好転していますが、引き続き厳しい状態が継続しています。

図 23 人材確保で問題になることはどのようなことですか。
(介護保険サービス提供事業者 問3)

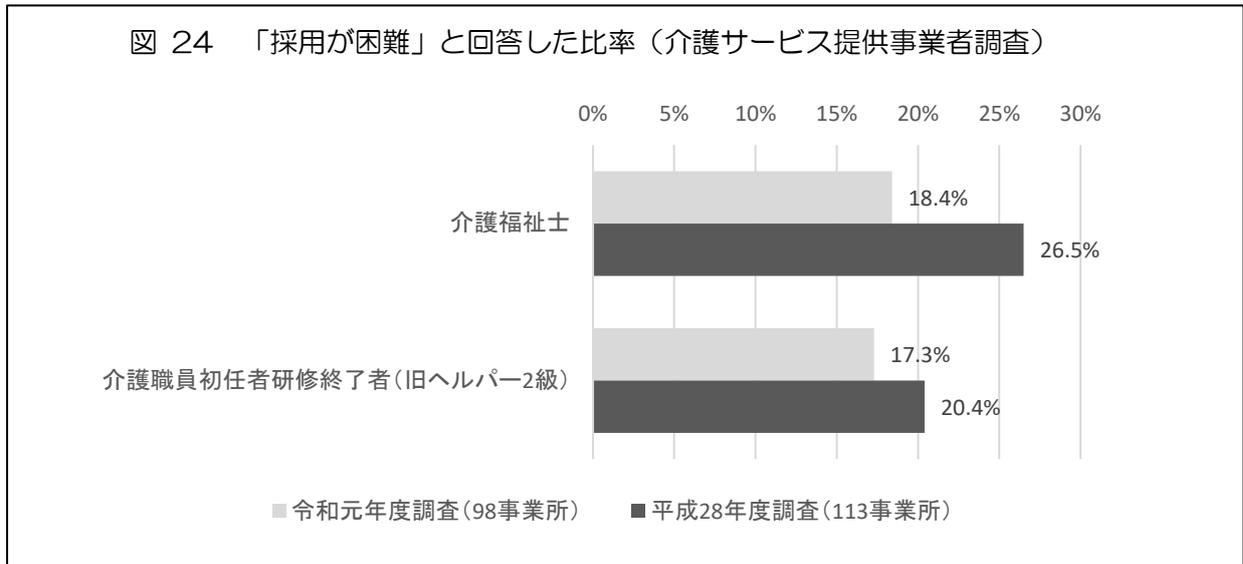


◆「募集しても応募がない」が8割以上のサービス

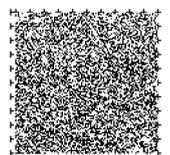
- ・100%・・・短期入所生活介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型通所介護
- ・83.3%・・・訪問看護
- ・80.0%・・・訪問介護、特定施設入所者生活介護、認知症対応型共同生活介護



- 介護サービス事業者における人材確保の問題は、平成28年（2016年）に実施した3年前の調査と比較すると、介護福祉士や介護職員初任者研修終了者（旧ヘルパー2級）では改善傾向が見られるものの、引き続き課題となっています。



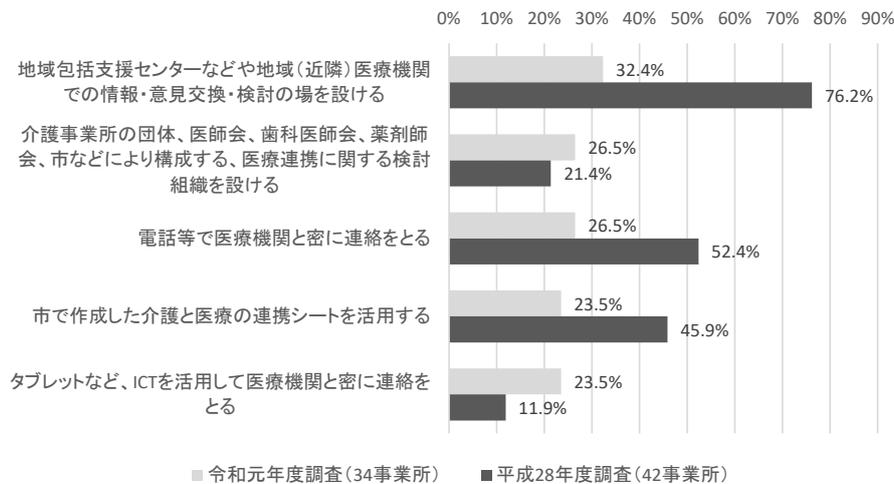
- 不足しているサービスは、「訪問介護」「療養通所介護」「短期入所療養介護」「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」「夜間対応型訪問介護」「認知症対応型共同生活介護」「(地域密着型)介護老人福祉施設」「介護療養型医療施設」「介護小規模多機能居宅介護」「通所介護事業所等で実施する宿泊サービス」等となっています。
- 日常的に在宅生活に必要な訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の供給が不足気味で、「希望する時間に受けられない」ことが課題となっています。



柱2 「医療と介護の連携を推進し、有機的なネットワークを構築します」に関するポイント

- ・医療と介護との連携は、前回調査と比較して、医療連携が困難な場合の対応策として、「タブレットなどのICTの活用」の比率が高くなっています。
- ・連携の方法は、ICT機器を活用して行うケースが増えており、会議を開くケースは減少するなど、個々の連携が強くなっています。

図 25 居宅介護支援事業所および地域包括支援センター
(医療連携上の困難を解決するために必要な施策)(問 30)



- ・訪問診療の提供体制については、できない理由として「外来診療などが多忙により、訪問診療を実施する余裕がないから」が多く、人員体制が十分でない事業所の場合には、なかなか訪問診療の実施が困難であることが読み取れます。
- ・「日野市在宅療養体制構築のための基本方針」などに則して、引き続き医療と介護との連携の充実を図ることが必要です。なお、医療と介護との連携については、ケアマネジャーを通じて連携することが増加しています。

図 26 訪問診療の利用状況(要支援、要介護者合計)

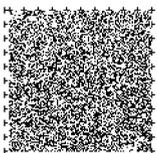
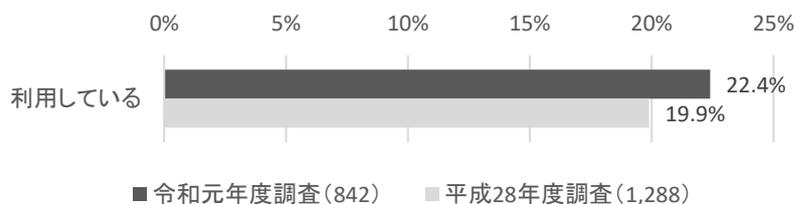
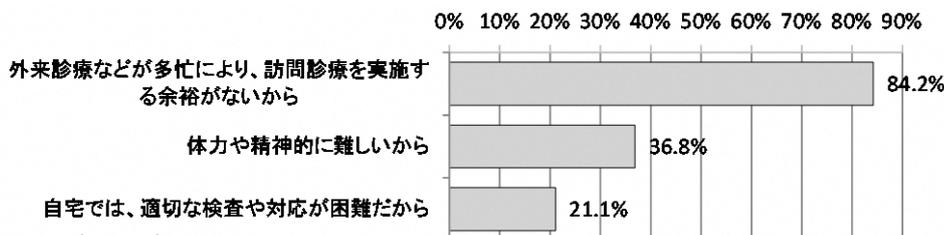
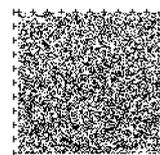
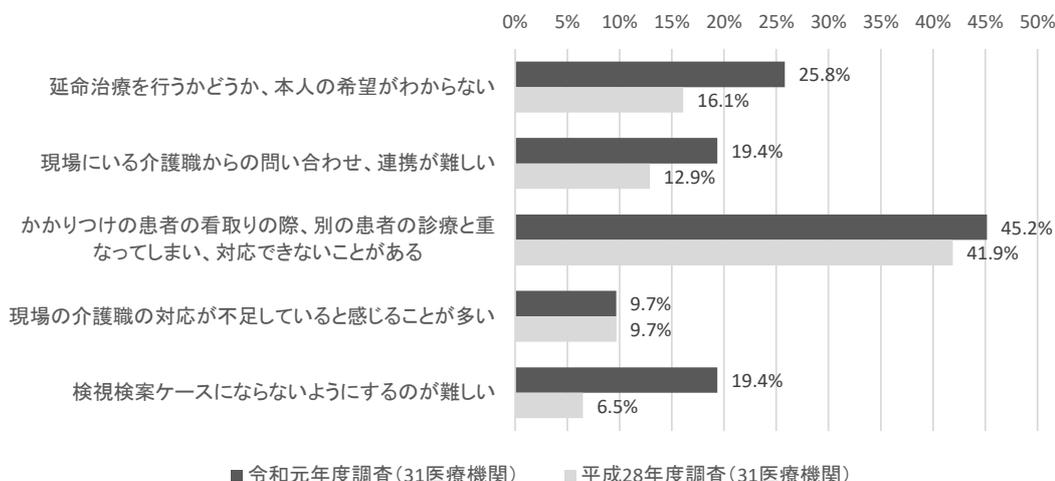


図 27 訪問診療ができない理由（上位3項目）



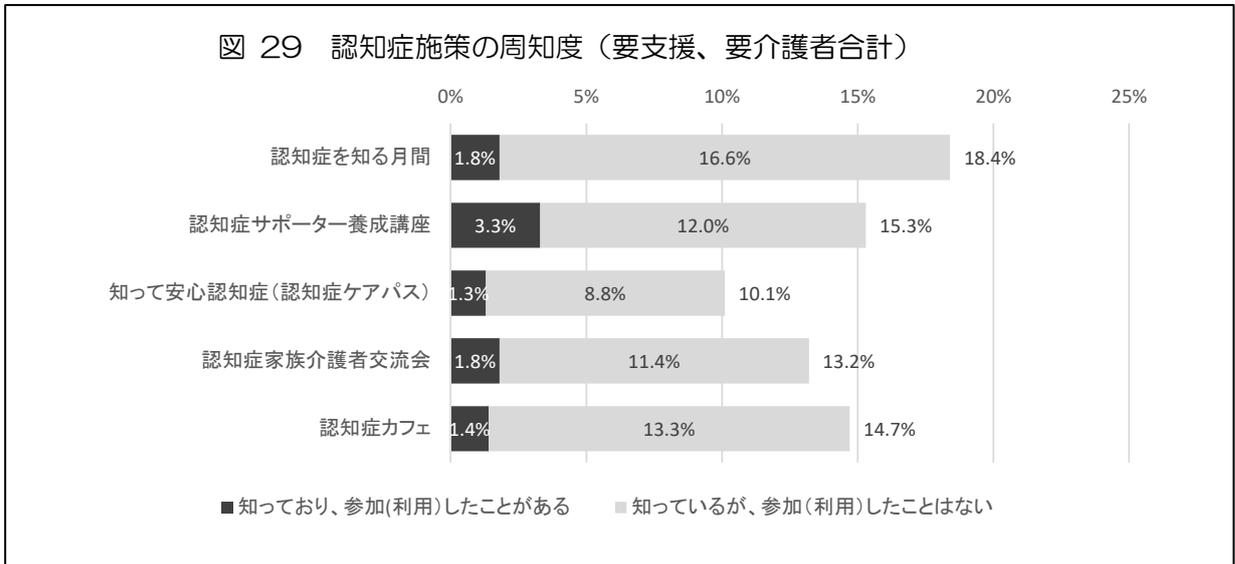
- ・看取りについては、自宅での看取りを希望する方の割合がやや減少し、病院での看取りやわからないへの回答が多くなっています。また、介護サービス事業所から見た看取りの取組み状況は、平成28年（2016年）に実施した3年前の調査と比較して大きく変化していません。
- ・家族の方の高齢化も進んでいることもあり、自宅での看取りが困難になっている世帯が多くなっているのではと考えられます。
- ・それまで診療したことのない高齢者であっても、訪問による看取りの要望を受けるかどうかについては、「受け付ける」が5.9%と少なく、普段から訪問診療等の利用を行うことが必要です。
- ・看取りを行う上で、困難と感ずることは、「かかりつけの患者の看取りの際、別の患者の診療と重なってしまい、対応できないことがある」「延命治療を行うかどうか、本人の希望がわからない」が多く、人員体制の充実と、本人の意思を普段から明確にしていくことが必要です。
- ・訪問診療を行う診療所の数が市内に足りているかどうかについては、半数の医療機関が足りないと回答しているため、外来だけでなく訪問診療を行う医療機関を増やすことを目指し、関係機関と協議をしていくことが必要です。

図 28 看取りを行う上で、困難と感ずること（医療機関）

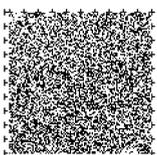
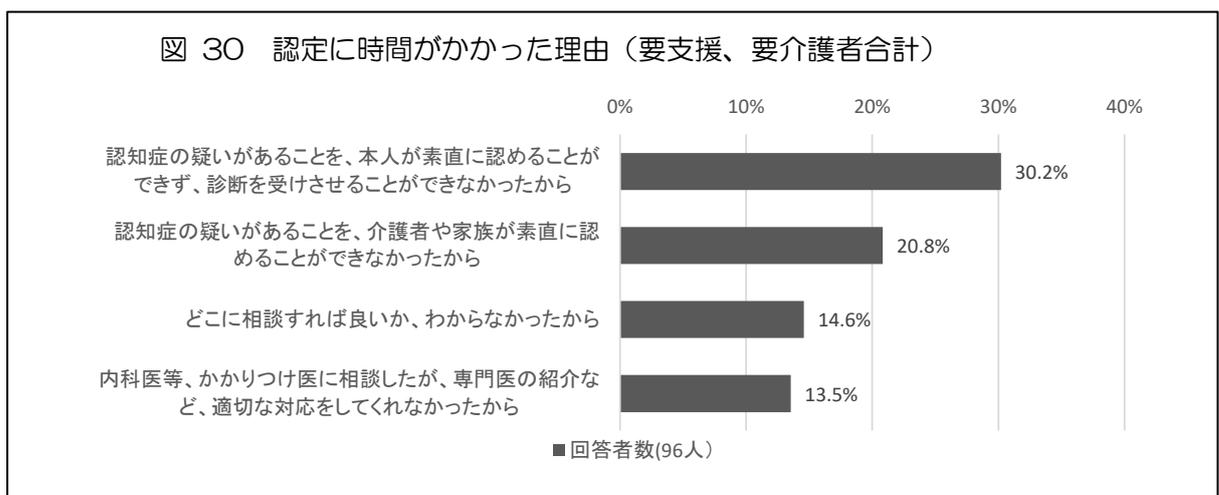


柱3 「認知症や軽度認知障害（MCI）の当事者とその家族を支える仕組みを充実させていきます」に関するポイント

- ・認知症施策については、前回と同様に、要支援・要介護の中で事業を知っている人の比率が、多くて2割程度にとどまっています。



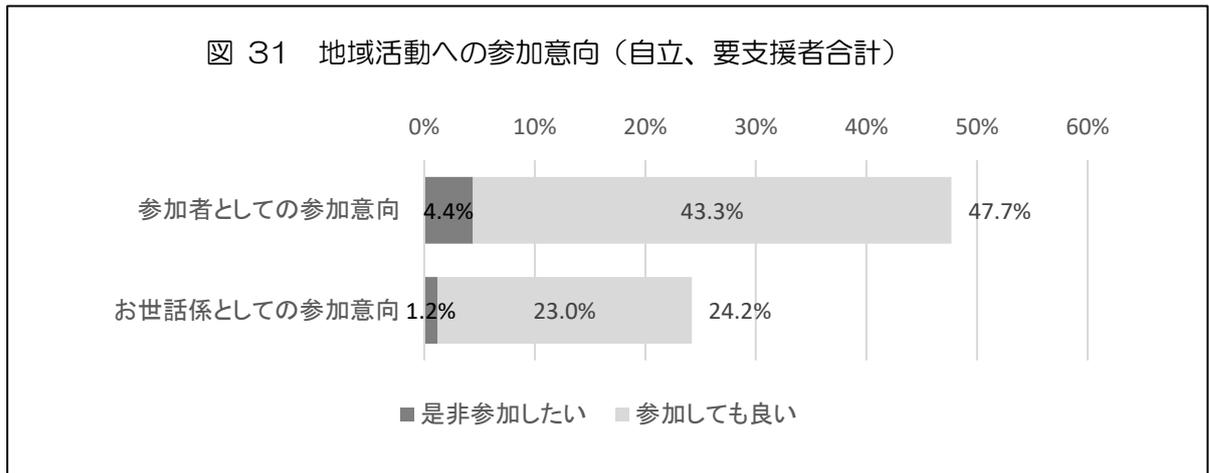
- ・想定される要因として、介護する家族の方も、後期高齢者の方や 85 歳以上の方が増えていることから、今までの情報提供の手法では理解が困難になっている可能性があります。
- ・認知症の診断に至るまでに、1 年以上かかった方も約 33%と多く、その理由としては本人や介護者の承諾を得られず、速やかに診断を受けることができなかったケースが多く見られます。認知症の診断については、気軽に相談、対応できるような仕組みづくりが必要となっています。



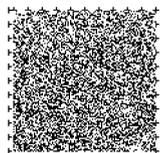
- ・認知症の相談先については、「いずれにも回答していない」方が約 4 割となっているため、相談先の周知等が課題となっています。

柱 4 「地域包括支援センターを核とした支援体制の充実と地域による支え合いの仕組みを推進します」に関するポイント

- ・地域活動への参加意向は、要支援の方でも5割近い方が参加したい意向を示しています。また、「お世話役」への希望もおおむね4人に1人が希望しています。

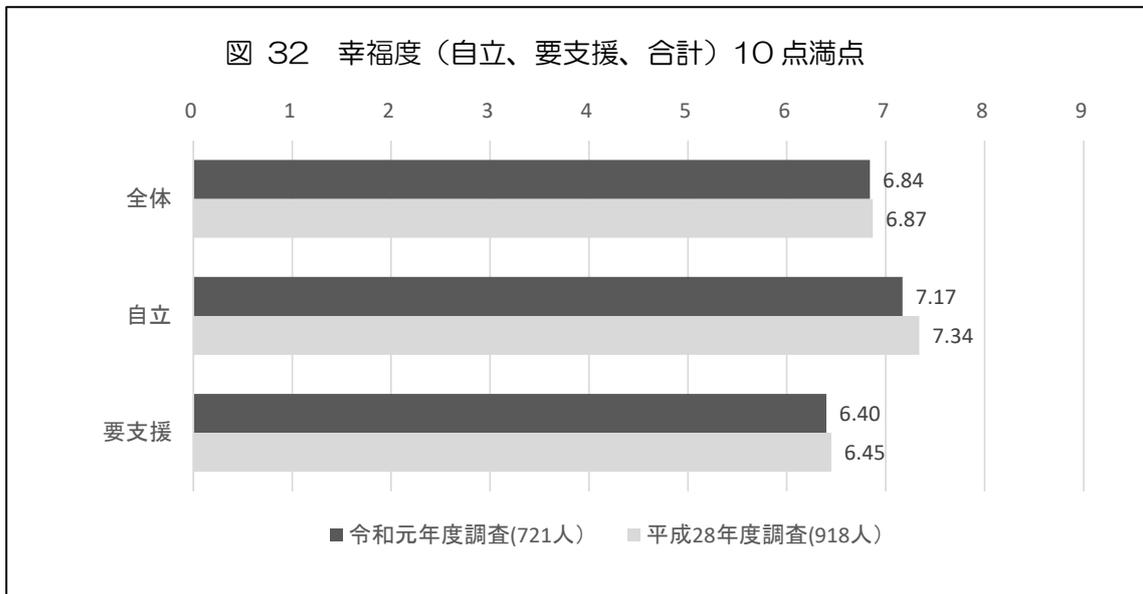


- ・これらの方々の参加の希望を「どのように実現していくか」をより明確な手法で示すことが必要です。

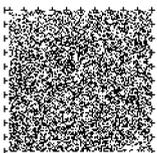
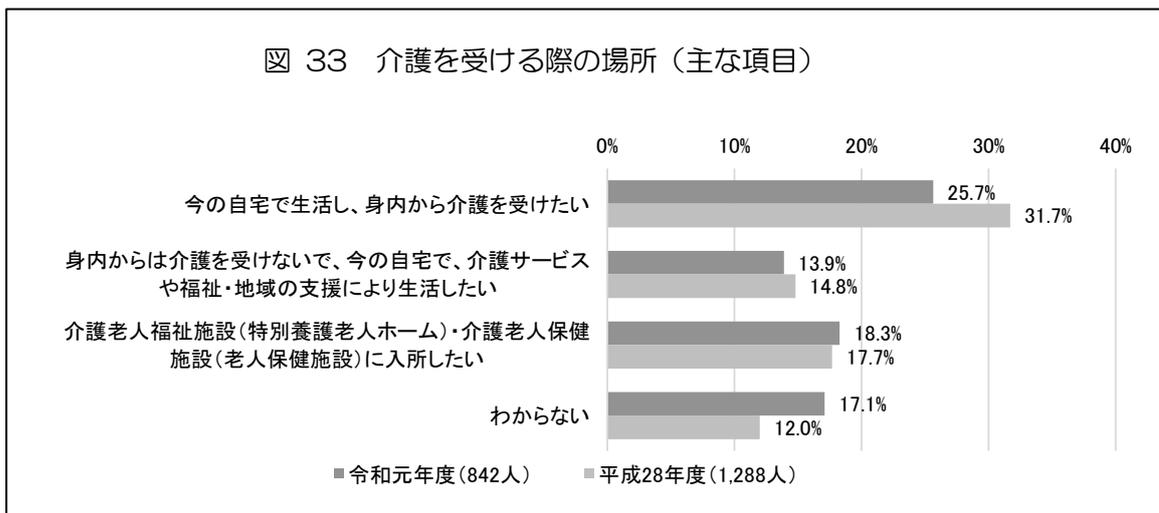


柱5 「高齢者が尊厳を保持し、健康で自立した生活を営むための支援を充実させていきます」に関するポイント

- ・高齢者の幸福度をみると、全体的な分布をみても前回調査と比較してやや満足度が低くなっています。



- ・介護を受ける際の場所についても、「わからない」が増加しているのは、自宅での介護生活が、同居する家族の高齢化が進んだことで、イメージがしにくくなっているのではないかと想定されます。



(6) 日野市の課題

- 日野市の課題については、「いつまでも安心して 自分らしく暮らせるまち 日野」が実現できるために必要な事項として、以下の6つを選びました。

1. 高齢者がいつまでも住み続けられる社会の実現

- すべての高齢者が住み慣れた地域で、健康でいきいきと自分らしく生活を継続できるよう、地域包括支援センター等が核となり、地域全体での支援体制をより充実することで、地域共生社会の実現を図ることが必要です。
- 例えば 8050 問題のように、高齢者施策に関する課題と、障害者や貧困対策等、その他の福祉分野とが複合的にからみあう課題について、各分野の専門家が有機的な連携を図ることのできる仕組みづくりを、身近な生活圏でできるようにすることが必要です。
- 高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、多様な高齢者向け住宅が提供される環境づくりを行うほか、高齢者が住み続けられるまちづくりを推進していくことが必要です。

課題の主な抽出理由

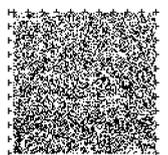
- 国の社会福祉法、介護保険法の法改正（令和2年6月成立）の中で、市町村にて地域住民の抱える複合的な課題を解決するため、包括的な支援体制の整備が位置づけられたこと

2. 介護保険事業の充実と担い手の確保

- 日野市では、今後、後期高齢者の増加、さらに85歳以上の高齢者が増加することに伴い、介護需要は引き続き増加するものと見込まれます。
- 多様な介護サービスの提供を進めると同時に、介護の担い手となる人材を引き続き確保することで、さらに増加すると見込まれる介護需要に対応していくことが必要です。
- できる限り自立した暮らしが営めるよう、介護予防の充実に努めていくことが大切です。

課題の主な抽出理由

- 高齢化の進展による後期高齢者の増加
- 介護保険認定者の増加と、要介護3以上の重度の方の増加
- 人材の採用は、前回調査平成28年（2016年）時点と比較してやや改善したものの、人材不足が継続
- 訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の供給も不足気味



3. 医療と介護のさらなる連携

- 在宅で住み続けたいと考える人に対して、関係機関との連携を図りながら、医療と介護が連携を図ることで、更なる在宅療養体制の充実を図ることが必要です。あわせて、市民への周知も課題となっています。
- 今後は、介護・医療従事者間での情報共有や連携強化を進めるとともに、医療機関同士等の連携による切れ目のない在宅介護・医療サービス提供の充実が求められています。

課題の主な抽出理由

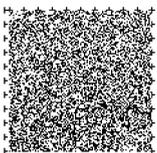
- 医療機関のアンケート調査では、訪問診療の利用率は、前回調査平成 28 年（2016 年）と比較して、22.4%とやや増加しているが、まだ利用が少ない
- 居宅介護支援事業者と地域包括支援センターのアンケート調査では、医療機関との連携手法は、ICT を利用した連携の割合が増えているものの、前回調査平成 28 年（2016 年）と比較すると全体的にはその他の連携手法を活用している事業所の割合が低下

4. 認知症高齢者と家族を支える仕組みの充実

- 認知症の方が適切な診断・対応を受けることができるよう、かかりつけ医と認知症サポート医及び認知症疾患医療センターとが連携し、早期診断・治療を実現するための周知啓発や体制の整備が求められています。
- 日野市では、地域における認知症高齢者の見守りや、家族介護者支援の取り組みを積極的に進めていますが、アンケートの結果をみると施策や制度を知らない方も多いため、今後より周知を図ることが必要です。

課題の主な抽出理由

- 認定者の増や要介護 3 以上の重度の方の増加に伴い、認知症高齢者の増が予測される。
- アンケート調査結果をみると、認知症施策の周知度は、最も高い「認知症を知る月間」でも 2 割未満と低い
- 認知症の認定に際しては、「本人が認めず診断を受けることが出来なかった」等の理由から約 33%が認知症の診断を得るまで 1 年以上の時間を要している



5. 高齢者の積極的な参加による支え合いの促進

- 元気な高齢者については、サービスの受け手だけでなく担い手の役割を果たしていくことが必要です。高齢者で地域の担い手として地域活動に参加したい人の割合が、特に前期高齢者において高いのが特徴です。
- 高齢者が地域活動に参加したいと思ったときに、気軽に参加できるような仕組みづくりが課題となっています。
- 高齢で就労を希望する方が、希望をかなえることができるような仕組みの充実が必要です。

課題の主な抽出理由

- 担い手については、アンケート調査結果をみると、地域活動への参加意向として、「参加者としての参加意向」が47.7%、「お世話係としての参加意向」が24.2%

6. 高齢者が安全で安心して暮らすことができる仕組みの構築

- 令和元年（2019年）10月の台風19号や、令和2年（2020年）の新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の大規模な流行などにより、安全が脅かされるような事態が生じています。
- 災害に備えて、災害時に支援が必要な人の名簿の整備などを行っていますが、登録が進んでいないという課題があります。
- 市民だれもが災害などの問題に関心を高め、災害時においてどのような行動を行う方が良いのかを知ることで、一人ひとりが考え、行動できるようになること、災害や感染症などを想定して、各種の対策を講じていくことが求められています。

課題の主な抽出理由

- 令和元年の台風19号や、令和2年の新型コロナウイルス感染症感染拡大により安全が脅かされていること

